

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野								団体名	支障事例
2	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止	国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。	【支障事例】国勢調査では他の調査に比べて近しい調査員が必要で、確保対策として中・高卒の学生が活用されている。本市においては、平成27年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査員数を増やすことで充てた。税務関係職員は約100人いたが、市町村事務要項で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない状況が家から行けば毎日どおり調査でなかったり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。	円滑な調査実施の可否に重要な調査員について、成り手が減少している中で、調査員の確保に有効であり、十分な人数で調査を実施することは調査の精度向上にも繋がる。	国勢調査市町村事務要項	総務省	春日井市	日経新聞記事 中日新聞記事 県内市町アンケート結果別紙あり	<p>○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。</p> <p>○登録調査員の年齢構成が偏りすぎている。調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじみず、その確保を難しくしている現状にある。</p> <p>○市報・報系等で公断しているが、高齢化が進んでいること、60歳以上の方の就業率が低くなっていること等、一般公募で確保を確保するの法策は困難である。</p> <p>○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては募集より推薦を勧奨して対応しているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数の削減により、市議員による調査員確保にも苦慮している。</p> <p>○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員(調査員として従事していたが、税務調査に利用される等の苦情を受けたことなど)は、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。</p> <p>○平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。</p> <p>○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。</p> <p>○本市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を勘案しておぼつかず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査員数を増やすことで充てた。税務関係職員は約50人いたが、市町村事務要項で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない状況が家から行けば毎日どおり調査でなかったり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。</p>
8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業給付の支給に関する情報は入件できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入件できないとされている。こうした中、本市では平成29年度において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所へ届け出す生活保護不届出申請が発生しており、こうした給付金の受給状況を効果的に把握する必要性が生じている。そのため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づき個別の文書照会を実施する必要があるが、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の回収に係る事務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第3号、別表第2の28行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の2生活保護を定める法令第19条生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省、広島市、広島県	一	<p>○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給が申告がないと発覚することが難しく、受給が疑われる場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給が発見されないまま不正受給を免れる可能性がある。</p> <p>○休業補償給付等の受給の滞りについては、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護給付金の収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護給付金の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。</p> <p>○休業補償給付等の支給状況が正確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。</p> <p>○平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。世帯からの申告が無かったが、調査で発覚したとの経緯内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発見したものの、照会内容についての回答は得られなかったものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。</p> <p>○休業補償給付等の受給の可能性のある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護の遅延や変更が生じる可能性がある。</p> <p>その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給が可能であること、保護の遅延や変更の可能性は減少する。</p> <p>ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことはあるが、情報提供エラーの発生や提供情報が不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。</p> <p>○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考え。</p> <p>○本市においても、平成27年調査以来、休業補償給付の発生が減少した。不正受給に手では発覚しなかったが、被保護者が申告せず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が懸念され、その際には、関係機関へ照会して対応を把握する必要がある。</p> <p>現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。</p> <p>○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要があるが、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の回収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考える。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
2	<p>税の総課徴収の事務に従事している者については、課税票が徴収の資料として利用されるのではないかの誤解を招くことがないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の総課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要項で定めているところ。一方、国勢事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の総課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。</p> <p>今回の選考では、経理係等に直接関係している者であって1調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識しているが、当該要件は、世帯における調査への誤解を招くことないようにするものであり、</p> <p>一方で、国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならぬことも理解している。</p> <p>このため、選考に当たっては、条件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討していきたい。</p>	<p>統計調査業務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に出たということがない。</p> <p>税務職員としての身体機能が実行された後、誤解が解消するよう国勢で実務的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。</p> <p>平成22年国勢調査の調査員確保計画を立てるために地方公共団体の意見徴収の補助(方法、経費の公費)について具体的に説明したくない。また、対応の方向性についても、平成22年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。</p>	<p>【三島市】</p> <p>市町村事務要項の留意事項において、税務所管課の中でも税の総課徴収に直接関係する業務を担当しない係については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の総課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼任しており、「総課徴収」に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員などほとんど存在していないのが一般的である。</p> <p>このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえ、各々の自治体の実情に応じ、柔軟な調査員選考が可能になるような取り扱いを検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(42)国勢調査の調査員任命時までには結論を導いていただきたい。</p> <p>【所長】</p> <p>具体的な実務事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			
8	<p>【内閣府・総務省】</p> <p>まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本運用を実現するに当たっては、以下の課題があるため、実現の可否も含め、慎重に検討する必要がある。</p> <p>・申請者に対して、一時的に変換する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供が求められる。本人確認書類の取得が必要となる一方、それにより省略できる労災保険の請求手続きに係る労賃負担は、国民の利便性向上の効果は低いこと。</p> <p>また、申請形式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や構築の改正費用等)等のコストを要すること。</p> <p>一方で、生活保護法に基づく支払証明(労働給付の短期給付を含む)による(限る)は年間4件(平成20年度)と少なく、十分な費用対効果が見込めない懸念があること。</p>	<p>マイナンバー制度の目的は、行政分野における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現に資していることである。</p> <p>本市の運用が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の収集及び照合に要する時間が大幅に削減され効率が向上されること、また、受給情報の収集が容易となることと生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に資することから、マイナンバー制度の導入に賛同している。ただし、内閣府からの説明に照らして、マイナンバー制度の導入に賛同している。また、現在、労働基準監督署等への照会には時間がかかるため、生活状況の聞き取りなどを先行し不正受給のおそれを抑え、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p>	<p>【千葉市】</p> <p>○マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を構築し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。</p> <p>特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由と不正受給防止対策を講じることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p> <p>○また、休業補償給付については、受給資格のある期間中半期間の上限まで受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができていないことによる、過正額な生活保護費の支給が問題であり、生活保護制度への信頼を失わせるものであると考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検討した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることな検討を進めるべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>			

【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】

○ 内閣府(善後制度担当)及び厚生労働省において、

- ・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償関係法に規定する全ての労災保険給付に関する情報のマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金給付情報のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている。労働者災害補償関係法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付に関する情報を提供し、提供した上で、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者と、遺族補償年金・障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者ととの重複者から導き出される効果の検討とを比較すること、
- ・ 生活保護申請手続において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではないか。
- 【指定種別及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】
- 内閣府(善後制度担当)及び厚生労働省において、
- ・ 指定種別及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている医療費助成事業の対象者として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する照合と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の検討とを比較すること、
- ・ 提案団体が示す支援事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	各府県からの第1次回答	見解	補足資料	見解		
9	<p>○ 行政不服審査法(以下、「法」という。)は、国民の権利利益の救済を図るため、国・地方を問わず、行政庁の違法又は不当処分その他の権力の行使に当たる行為に關し、国民が簡易迅速かつ公平な手続の中で行政庁に対する不服申立てを行うことができるための制度を定めた一般法であり、不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており(法律1号第1項)。なお、法において法に定める審査手続を適用除外とするとは、この法の基本原則に抵触することとなる。</p> <p>○ また、法において、地方自治の責務の観点から、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき(関係決定等)について「情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う」という場合などを認め、条例に基づき(処分)については、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場合には審査を争いしことができないこととされており、これらの活用により、一定の負荷軽減を可能としているところである。</p> <p>○ 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく関係決定等については、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行うことと理由により(審査手続を適用除外することとした場合、条例の規定次第で、法第2第3第3項に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されない場合を含む)とあり、審査手続と同等の手続的権利が保障されない場合を含むです(注)。より簡易迅速な審査が認められるとしても、公平な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受理し入れることは困難。</p> <p>○ なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあった場合のみ実施されるものであり、実質的な審査を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を促すなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることとは可能であると考える。</p> <p>※1 例えば、広島市情報公開・個人情報保護審査会条例では、第10条で「審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等が口頭で意見を述べることができる旨を定めなければならない」と規定しているが、その必要がないと認めるときは、この限りでない」と規定しており、法第2第3第3項に定める審査手続の適用を除外したとしても、審査請求人による口頭意見陳述の機会が提供されていると言える。しかし、このような効果は認められない場合、法第2第3第3項に定める審査手続の適用が除外されてしまうと、審査請求人による口頭意見陳述の機会が失われてしまうことになる。</p> <p>※2 前述の「情報公開・個人情報保護関係条例を廃止したところ、旭川市では口頭意見陳述の規定が確認できなかった。</p>	<p>国の「情報公開・個人情報保護手続」における関係決定等に係る審査請求については、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に規定する審査手続が適用除外されている。これは、「(情報公開関係の請求者(学芸文芸者)によっては、「一般的には、審査請求人が開示を求める理由を問うことなく、当該行政文書の開示が可能かを客観的に判断すれば足りるため、審査員が管理団体のかからず意見を陳述ししるる必要性が乏しいこと。」「(管理団体の)から意見を陳述を行う必要がある場合も行うが、その場合は、情報公開・個人情報保護審査会が行うことができるので、審査員による審査を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問するほうが、迅速な審査が可能になること」に留められたものであるとされている。</p> <p>こうした「情報公開・個人情報保護手続」における関係決定等に係る審査請求の性質は国も地方公共団体も同様であるとはいえないが、現行の規定は国の事例についてののみ適用除外を認め、地方公共団体における迅速な審査を阻害しては、合意ではない。</p> <p>このような制度上の不合理性を改善するためには、現行の法の規定を改正するしかないと考えられている。</p> <p>については、国と同様の審査の簡素化・迅速化が図れるよう、審査庁による審査手続を適用除外するための立法趣旨について御検討いただきたい。</p> <p>なお、条例の規定次第で、法第2第3第3項に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないおそれもある点です」という点については、法整備を行うことで解消できるものであり、貴省の意図は当然らんと考える。</p>	<p>【神戸市】 ○ 行政不服審査法は行政処分一般における不服申立ての一般法であるが、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)による審査手続は、真実の実現もあり、条例において手続を定めるという点をもって、審査請求人の手続的権利の保障されないものではない。また、国において法が適用除外しているとの均衡から、審査会が実質的な審査を行うにもかかわらず、それに並行手続が、国と地方公共団体で手続が大きく異なることは、審査請求人の混乱を招く点でもあり、望ましくないものではない。</p> <p>○ 条例に規定(処分)については、審査員指名手続の適用除外を設けているものの、多くの手続は、審査員を審査庁と組み替えて行うべきとされており、大きな負担の軽減とはなしていない。従来、審査請求受理後、非開示の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速な審査が実現していた。また、法第31条より、非開示の提出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における非開示・反論書のやり取りのため、時間を費やされている。</p> <p>○ 従来は、実質的な審査を行う審査会の中で口頭意見陳述が行われ、審査員に対し口頭意見陳述を求めたケースはなかったが、法の改正により審査員が行う口頭意見陳述の中で処分に対してする質問権が認められたことにより、質問権を行使するためだけに審査員に対し口頭意見陳述の機会が与えられるケースが、審査庁が行うの増加し、その負担は増加している。</p> <p>○ 条例の規定次第で、法第2第3第3項に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないおそれについては、以下の案のように、条例で手続を定めた場合には法における同様の手続に代えることとするよう御検討が望まれます。また、審査を要するかどうかの手続を行うこととは異なる。(条例において、審査会が口頭意見陳述を不要と認めた場合には行わない旨規定している場合は、審査庁が法に基づき行うことが義務付けられるような制度とする。)(審査会改正「情報公開」)</p> <p>5 第1項ただし書の特別の定めがある場合において、当該地方公共団体の条例で地方自治法第138条の第3項に規定する審判官が第3項に規定する審査手続と同等の手続を行うことと定められているときは、第3項の規定にかかわらず、第3項に規定する審査手続に代えて、当該条例で定める手続により行うことができる。</p> <p>【御意見】 法第9条ただし書により、条例に基づき(処分)については、条例で審査員を指名しない規定を設けた場合、審査庁では実質的な審査は行わないこととなる。このような状況で口頭意見陳述を行っても、形式的な以上の効果は期待できない。</p> <p>条例により情報公開・個人情報保護審査会等において口頭意見陳述の手続を保障している場合については、審査庁における口頭意見陳述を含む手続について、適用除外規定を設ける法改正を行うことが適当である。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>		
10	<p>税の賦課徴収の事務に従事している者については、課税要件が税務の資料として利用されるのではないかの説明を招くことがないようとするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する業務を行う市町村事務要員に限定されていること、一方、審査業務で税務所管業務の担当(庶務)、納税意思の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担わない者の有る者については選考することも差し支えないとしている。</p> <p>今後の提案では、税の賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると御願している。</p> <p>国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならぬことも理解している。</p> <p>このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を模索してまいりたい。</p>	<p>調査員の選考に当たっては、統計法上、調査業務情報の利用制限が規定されていることを前提とするならば、現行の市町村事務要員に限定されている「税の賦課徴収の事務に直接関係する者」を選考しても支障はないことから、本提案の実現に向け、2026年に実施予定の次期国勢調査に際し(含む)より、具体的なスケジュールの下で検討いただきたい。</p>	<p>【三島市】 市町村事務要員の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担わない者の有る者については選考することも差し支えない、との取り扱いは認められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども業務としており、(賦課徴収)に直接関係する業務を担わない(税務所管課)職員のみで構成しているという一般的な状況である。</p> <p>このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるよう取り扱いは検討すべきである。また、限られた自治体で置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(42)国勢調査の調査員任命時までに結論を導きたいと考えている。</p> <p>【御意見】 統計調査業務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報開示について御説を受け、調査に支障が出たこととは聞いたことがない。</p> <p>税務情報についての各種情報が実行されれば、税、税務者が知るべき調査業務に実質的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。</p> <p>平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるために地方公共団体の意見陳述の時期、方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。</p> <p>【所望】 具体的な支援事例の中で御示しているとおり、調査への説明を拒むものではないため、ぜひとも対応していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
11	<p>投資管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。これは、投資管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中から選任されるものとされているが、総務省の「投資環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。</p>	<p>投資管理者及び同職務代理者の選任要件を、「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるとする本市の提案は、市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投資管理者等の選任に大変苦慮しているという実態を踏まえた上で提案したものである。</p> <p>については、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に関し合うよう、所定の法整備を早急にお願したい。</p>		<p>【八王子市】 投資管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。</p> <p>平成31年執行予定の統一地方選挙においては、査面多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まずこの地方選挙における実態等の改善を求めものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に提案に関し合うように、速やかに指直を講じられることを強く要望する。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
12	<p>公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならぬと規定されている。このことに関しては、昭和31年9月9日東京裁判判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に随順し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者であるとの考えが示されている。投票立会人については、根本的にこの考えに基づいて考えるべきであるが、総務省の「投資環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。</p>	<p>選挙当日の投票立会人の選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう緩和を求めるとする本市の提案は、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態があるなどことを踏まえた上で提案したものである。</p> <p>については、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に関し合うよう、所定の法整備を早急にお願したい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
13	B	地方に対する規制緩和	その他	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード等によることとされている。しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。 電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。 そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。	市税等の決済手段が多様化することにより、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。	地方自治法第231条の2、地方税法	総務省	広島市、広島県	—	福島県、群馬県、船橋市、兵庫県、西あわじ市、山口県、徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的に電子マネーが普及していることから、公共団体においても決済手段の一つとして整備されていることで市民の利便性の向上、収納率の向上が期待できる。 ○電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。
18	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の調査協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力」についての了解事項(平成6年3月21日)(国税庁本庁・自治体等次官の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に抵触するか否かは税務署が行政目的を調査する必要があるかどうかについて案件ごとに判断すべきである。国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力」についての了解事項の対象とされていないことをもって、協力を応じないことは適法ではない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができます。国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力を応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に実行することができる。	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第1項 地方税法第20条の11	総務省、厚生労働省	松戸市	—	船橋市、横浜府、川崎市、神奈川県、高知県、長野県、愛知県、東温市、熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収業務に支障がでるため。 また、税務署ではないが、他の自治体の税務部門へ問合せた際に、公民(国民健康保険料)であったと理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理業務への支障が生じる事例があった。 ○国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国民健康保険法第146条の2により、滞納者に対して、当該滞納に関する参考となるべき滞納者その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。 ○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険法と同様、地方自治法に準じていることであるが、また、安定的な国民健康保険料の滞納に抑えては、必要な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、滞納料と滞納処分による区別なく、税務署においては協力を応じていただき、その一助として国から通知等を出すことは必要であると認識している。 ○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
13	地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する請求などの物や証券を提示・送附して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の購入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。 電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	現行の地方自治法第231条の2第6項の規定により、電子マネーを利用した公金の収納が可能である旨の回答をいただいたので、その旨を地方公共団体に対して通知していただきたい。 なお、クレジットカードによる収納等の納付については、指定代理納付者に納入義務者の購入を納付させることの申出や承認等の必要な手続は、一般的にはインターネットを活用したクレジットカード用の支払サイトにおいて行われている。一方、電子マネーを利用した市税等の納付について、本市ではコンタクトレスシステムなどの納付が想定されているところであるが、当該納付の際に、納入義務者が指定代理納付者に当該納入義務者の購入を納付させることをどのように地方公共団体へ申し出るのか、また、地方公共団体がどのようにこれを承認するのか等について、具体的な方法を御検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していく回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた。電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に譲渡を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として念頭に御用意願いただきたい。 ○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるようで、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、裏伏を十分把握した上で対応していただきたい。
18	市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。 しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的での行政機関に提供することは困難である。 なお、所得控等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、徴収徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して個人番号を確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一律的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。 ※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の個人」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるとされているため、地方税法に規定するところに従い徴収徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。	国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであって(国民健康保険法第76条第1項及び地方税法第703条の4第1項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための罰則に差はないと考え、国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための罰則を課し、税務署から情報提供される、そうであるならば、国民健康保険料についても、同様滞納者に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考へている。前に国民健康保険法179条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供は困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に関する規定があるところ、このように税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供しているものと考えられる。なお、回答の中で、所得控等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されたため、市町村の税務所管部局に対して提供することを確認すること、同一滞納者に対して一律的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができること、この二つの提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。	—	【横浜市】 税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、所情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的な情報である取引先、事業者及び所在地や、不動産の所有権の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納滞理業務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。 なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴収委員の事項に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報漏えい等の問題は生じないと考えられる。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
20	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会 加藤】</p> <p>個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が取りられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが考えられる。</p> <p>仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が漏洩される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。</p> <p>よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面での住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。</p>	<p>番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(一)イ(エ)ロに於いて、変更された通知カードの取り取りにおいて、変更を通知せば代理人も受け取ることも可能となっている。</p> <p>個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。</p> <p>成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関して同様ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代筆措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難というのであれば、必要最小限の範囲というところも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>任意代理人に関しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じない。</p>	<p>【伊丹市】</p> <p>早業より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行って、困難とは考えられない、高齢者も加算するので、義務(成年後見人)には直接交付すべきである</p> <p>【東大阪市】</p> <p>法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱いを分けるべきである。</p> <p>法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為に於いて、本人の責任に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行っている。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することを容認せず本人に転送する取扱いについて、悪意で法的に取捨選択することが無い。また、成年後見人等については、郵便等の受け取りが不安定な場合が多いため、法定代理人に直接交付する方が、個人番号漏洩のリスクを減らすことが適当と考える。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏洩のリスクが想定されるため、これでは後見人への郵便等により送付する取扱いの方が適切に考える。また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるか任意代理人であるかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。</p> <p>【平塚市】</p> <p>本提案は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるかどうかの改正を求めるものです。</p> <p>今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが可能である」とする一方で、成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付することとしています。</p> <p>しかし、今回示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が高い。再度交付申請が必要となる危険性があるため、同様の注目に及ぶ危険性も高いと考える。</p> <p>また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である」との回答については、登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できると、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p>【筑後市】</p> <p>法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、請求書(住民票)に関する事務処理要領(成年後見人)に於いては、後見人による成年後見人の成年後見人に関する権利を行使しているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失のリスクが生じる。法定代理人に基づいては、直接交付することを含め、代理権の審査について、住民基本台帳法第15条に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人)に関しては、後見登記等の登記事項証明書の原本及び免許証による本人確認、郵便等に関しては、戸籍での結婚確認及び免許証等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付にならないようご配慮になるものではない。</p> <p>【松戸市】</p> <p>法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思います。</p> <p>【江戸川区】</p> <p>「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である」との指摘に対しては、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。</p> <p>また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市町村に送られた通知カードを交付する「あり」、法定代理人への直接交付を認める「なし(一)イ(エ)ロ」及び「個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべき」と考える。</p> <p>【山形市】</p> <p>任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の証明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして用いられる件等の運用等を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう整理していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが関係する事象で必要となる理由を確認した上で、法定審査における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特殊の請求を行った場合に於けるマイナンバーが記載された住民票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようにしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえて、どのように整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保護金が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを踏まえてマイナンバーが記入できなくても保護金を請求できることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取付方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報連携ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請書以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の制限として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワーク情報提供ネットワークの運用において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接世帯の世帯情報を収集することができる措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマネーボール上の情報連携の制限として表示されないようにするために、マネーボールの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するご検討を行い、取組のシナジーを改善すべきではないか。</p>		

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
24	<p>投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条第1項において、選挙期日の公示又は公示の日以後、できるだけ遅やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。</p> <p>投票所入場券の交付開始時期を繰り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基づかず投票所入場券の交付を開始するおそれが生ずるから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付遅れや当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付漏れなどが生じるおそれがあるが、こういった点への対応を含め、御提案の内容に関する可否を検討していきたい。</p>	<p>当市では、投票所入場券を交付するに当たっては、印刷や封入作業等を要することから、郵送する数日前から業務に着手している。公示(公示)日より数日前には、いったん郵送できる状態にして置き、宛先等により該当された者の分を引き取って郵送する方法を採用している。公示(告示)日前に郵送となれば、死亡者や、登録される予定であったが登録前の転出等により登録されなかった者の投票所入場券を引き取けなくなることが、各府省の回答欄にある「当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付漏れが生じるおそれ」とあると考えられる。このような場合でも、投票所入場券に、あくまで登録予定者に交付している旨の記載をすれば誤りにはならない。また、既に投票所に来たとしても、名簿を照合すれば投票できないことが確認できるので、投票の心証はないと思われる。</p> <p>他方、「当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付遅れ」については、補正登録や、他市で登録される予定であった者が転出等により登録せず本市の選挙人名簿に登録する場合等に現れるので、事案が生じた場合ごとに対象者に投票所入場券を交付すれば解決できると考えられる。現在行っている事例の中でも二重登録の照会を例に挙げると、この照会が転入先で登録されることを管理しているものであり、住所変更ののについては、調査済になっているのが現状である。いずれにおいても、このような事例の対象となるのはごく僅かであり、対象者をリストとして管理する等の措置で担保できると考えられることから、本提案の対応をお願いしたい。</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、期日前投票制度の国民への周知等を図ること。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
31	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民票関係情報等を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会 総務省】</p> <p>○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネット」を活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により同一世帯を洗い出すこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等が必要ないもの。</p> <p>① 住基ネットを活用し同一住所者を検索することについて</p> <p>マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要なときは、住民基本台帳法第30条の4から第30条の5までの規定により、権利に対し情報保存本人確認情報の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではないという、マイナンバーと地方公共団体情報システム機構に調査することも、情報連携を行う業務の一として、将来的な改正の方向性に行われたものである。</p> <p>また、他団体から寄せられた指摘事項にも、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の意見をいただいている。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等が必要ないもの。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づき手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行うは対応を考慮しながら、具体的にどのような手続において、世帯情報に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に申し、確認することを考えている。</p>	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が種々の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により同一世帯を洗い出すこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等が必要ないもの。</p> <p>① 住基ネットを活用し同一住所者を検索することについて</p> <p>マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要なときは、住民基本台帳法第30条の4から第30条の5までの規定により、権利に対し情報保存本人確認情報の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではないという、マイナンバーと地方公共団体情報システム機構に調査することも、情報連携を行う業務の一として、将来的な改正の方向性に行われたものである。</p> <p>また、他団体から寄せられた指摘事項にも、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の意見をいただいている。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等が必要ないもの。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づき手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行うは対応を考慮しながら、具体的にどのような手続において、世帯情報に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に申し、確認することを考えている。</p>	<p>【鳥取県】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務開始に必要範囲で確保される旨の取組であるので、そのように取り扱うこととする。</p> <p>なお、従来のように住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の取組が必要となることは、事務開始を行う上で非常に困難であり、事務の効率化にもならないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報開示や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の健全な発展性を、国民の理解や不安の払拭に努めることとする。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>住民基本台帳法第14条第2項において、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要なときは、住民基本台帳法第30条の4から第30条の5までの規定により、権利に対し情報保存本人確認情報の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではないという、マイナンバーと地方公共団体情報システム機構に調査することも、情報連携を行う業務の一として、将来的な改正の方向性に行われたものである。</p> <p>また、他団体から寄せられた指摘事項にも、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の意見をいただいている。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等が必要ないもの。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づき手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行うは対応を考慮しながら、具体的にどのような手続において、世帯情報に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に申し、確認することを考えている。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報開示や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の健全な発展性を、国民の理解や不安の払拭に努めることとする。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>住民基本台帳法第14条第2項において、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要なときは、住民基本台帳法第30条の4から第30条の5までの規定により、権利に対し情報保存本人確認情報の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではないという、マイナンバーと地方公共団体情報システム機構に調査することも、情報連携を行う業務の一として、将来的な改正の方向性に行われたものである。</p> <p>また、他団体から寄せられた指摘事項にも、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の意見をいただいている。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等が必要ないもの。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づき手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行うは対応を考慮しながら、具体的にどのような手続において、世帯情報に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に申し、確認することを考えている。</p>		
36	<p>以下の観点から、事務処理マニュアルに、特別非常勤職員として行政局長等の任用が可能であることを明記することはできない。</p> <p>(1) 地方公務員法34条第1項に規定する特別職については、同条の本来の趣旨に限定するため、地方公務員法の一部改正法(平成29年法律第29号)において、「専門的な知識経験又は技能を有する者が幅広く充てられて、当該知識経験又は技能に基づき、助産、調査、診断その他の職務を執行する業務を行うもの」とする委任を付加し、その任用の根拠を明確することとした。この点、行政局長等の職務は、「行と地区住民の連絡調整や回覧文書の配布等」であり、上記の要件には該当しない。</p> <p>(2) また、行政局長を地方公務員として任用するのではなく、自治会等への事務委託による対応も考えられる。実際、回覧配布等の業務を自治会や町内会等へ委託し、特設の室も併設している地方公共団体も存在することから、回覧配布を自治会等の地方公務員が行わなければならないとする理由はない。</p>	<p>行政局長の任用について、事務委託による対応も可能であることは承認しているが、行政事例(具体的な事例に記載)において行政局長は、特別職の地方公務員と考えられているため、地方公務員法34条第1項に規定する特別非常勤職員として任用している団体があると思われる。</p> <p>当初も含め、そのような運用をしている自治体が事務委託の方式に変更することとなる。自治会及び自治会間で継続した契約に決することとなるため、これまでの任用形式とは大きく異なることとなり、自治会が負担を感ずるおそれがある。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されるため、契約に要する期間を考慮すると、遅くとも平成31年中には各自治会等に説明し、取組を待たなければならない。</p> <p>そのため、行政局長の任用に際し、新制度への円滑な移行ができるよう事務委託の方式があることを念め、既に事務委託を実施している自治会等例に準じていただき、事務処理マニュアル、通知等によりご指示願いたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p>			

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
56	会計年度独立の原則に基づき、歳入及び歳出の会計年度所属区分を明確にする必要があり、工事専任職員等については、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは履行確認(検査)の日をいうものとされている。経年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、繰越制度の活用が認められており、提案の事業についてもこれにより対応可能である。なお、国においても同様の運用がなされているものと認識している。	地方自治法第213条に規定される繰越明許費により対応する場合、予算案として議案へ提出する事務などの負担の増加に加え、委託業務内容や契約の実態が従来と変わらない中で、新たに会計年度独立の例外を求めることへの説明がつかないこと懸念される。また、本提案は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に記載されている業務改善の内容を反映するよう求めるものであるから、報告書の趣旨に沿った提案の実現を要する。なお、同様の支援を担える地方公共団体が多くある中で、仮に今回の回答が当該研究会の報告書に対する正式な検討結果であるのであれば、検討過程を含めてその旨を広く周知いただきたい。	-	【名古屋市】 ご回答のとおりであるが、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(平成27年12月地方公共団体の財務制度に関する研究会の指摘のとおりに、より実態に即した制度に見直す必要があり、措置を求めるものである。 【広島県】 相手方の行為が年度内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査確認を年度内に完了できないという理由によって、繰越手続を行うことは現実的ではないと考えられる。実態に即した検査日が検査済書に記載されるため、「履行があった日」の解釈を見直す必要がある。	有	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府省各からの回答が「実行可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
57	健全化判断比率及び資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。)については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方自治体の長でその最高裁官を審査委員の審査に付した上で議案に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受ける立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものと考ええる。	総務省において作成している全国統一の算定式に基づき算定している財政健全化判断比率の報告については、自治体組織の40種基研研究会の基本的方向性も示されているように、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用することが望ましいとされている。既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、連携している必要な数値を自動転記し、同比率の算定様式に出力できるようにすると、既存のシステムの改善も含めて、積極的に対応したい。	-	【静岡県】 国・県主導のもと、地方公営計の活用による地方財政の「見える化」が進んでいるところであり、健全化判断比率等の算定については、まさに「見える化」の一環を担っている。 全国統一の取組を進めることにより、これら算定指標による団体間比較の精度向上が可能となることから、国による統一システムの整備が期待される。 健全化判断比率等は、前年度の決算額に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を付加することによって、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大幅削減が可能になると考えられる。 貴省の回答では、各団体にシステムを構築すべきとのことだが、一括して決算統計システムを改善する方が費用対効果は格段に優れたことは明か。 仮に、各団体がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームの差異による修正計算も発生する恐れがあり、とても現実的・効果的な解決策とは考えない。 【広島県】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって成を所管する国の責任が問われないこととほならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。	-	【全国知事会】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって成を所管する国の責任が問われないこととほならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め、「省庁ヒアリングにおいて総務省から前向きな回答あり」	○ 財政健全化比率の算定・報告業務については、全国の自治体が毎年膨大な時間と労力をかけ実施している業務であり、自治体組織の40種基研研究会において示されているとおり、ICTの利用によって標準化・共同化を図ることができる業務である。そのため、普通交付税や決算統計の課税で総務省のシステムにより報告した、財政健全化比率の算定に必要な数値を健全化判断比率の様式に自動転記できるシステムの改善について、関係省庁ヒアリングで総務省から回答があったとおり、積極的に検討していただきたい。 また、財政健全化比率の報告は、もともと国が地方に対し報告を義務づけている業務であるため、地方公共団体が負担のない形で整備することは、国の配慮責任ではない。 ○ これまで自治体が後自ら発展させてきた知恵があれば、それを適切に反映できるよう検討していただきたい。また、効率的で改修に係る費用も削減ものになるように、自治体と十分に意見交換していただきたい。	

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B1	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第88条の8第3項の改正	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第88条の8に基づき、他市町村に対し、他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先となっているのは同条第3項で「避難場所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 ○現状、災害対策基本法第88条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を営むための「避難所」において、第88条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	住民の生命若しくは身体を災害から保護するため、行政区域に捉われない、より柔軟な避難対策が可能となる。	災害対策基本法第88条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	{提案募集}広域一時滞在.pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山形市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	<p>○災害対策基本法第88条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第49条の7及び第88条の7で定義付けられており、同法第49条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができるとしている。これにより柔軟な対応がとれる一方、前者が強調され、対応に遅れがちなおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受け入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考える。</p> <p>○同法第88条の8第3項で「避難所のみ」の記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。</p> <p>○本市においても、南海トラフ地震発生時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、指定等による避難所受け入れを行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を促していただきたい。</p> <p>○地震や風水害など、災害は行政区域ごとに対応するものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力が体制を整備しておく必要がある。</p> <p>○災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけでなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。</p> <p>○現状の災害対策基本法第88条の8第3項の条文では、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。</p> <p>○平成29年3月に相模川、平成30年6月に玉川の洪水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。</p> <p>○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合については、広域避難の必要性を協議する等として、災害対策基本法に基づく被災者支援市防災委員会の協議命及び、水防法に基づく大規模花冠減災協議会を活用する旨が「洪水・高潮広域からの大規模・広域避難に関する基本的考え方」(平成30年3月)「中央防災会議 防災対策実行会議」にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述がないため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
08	<p>災害対策基本法第86条の9の規定は、市町村長が災害発生後に広域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体の協働について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難場所の確保が目的であること。</p> <p>避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときから当面の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を備えておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ。</p> <p>一方、避難場所は、災害発生時に迫りくる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先(※避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。)であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とするとは、時間的コスト等の増大ともなりかねず、実務上の支障となるおそれがあることから改正は不要と考える。</p> <p>ただし、防災基本計画(平成30年6月29日閣議決定)においても、「市町村は、災害の想定等により必要に応じて、当該市町村のほかを相手とする指定緊急避難場所を当該市町村に設けるものとする」とされている通り、市町村の区域外に避難場所を確保しておくことが求められるものではない。</p>	<p>○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の困難に時間を要したことを踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な避難にも拡大するもの。</p> <p>○国のWGIは、広域的な避難場所の指定について、多大な努力と期間が必要であることや片務的な協力体制となるため留意が注まないと指摘がある。</p> <p>○また、同WGIでは、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものと考えらる。</p> <p>○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、鬼怒川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行うことが可能であれば、現実に向けた避難指示が可能となる。</p> <p>○時間的コストの増大に関する懸念については、荒川下流タムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続や避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく円滑化することが可能である。これは法定化の旨旨の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。</p> <p>○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化するべき。</p>		<p>【栃木市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前に行ううえで、避難所同様の制限となるべき法的整備が必要であると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府省会からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	各府省からの第1次回答	見解	見解	補足資料		
78	<p>【警察庁】 提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月28日開催の「地方分権改革推進者会議」の資料を参照して、以下のとおり回答する。 【(1)について】 公安委員会から指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)で技能講習を修了した者のうち、一定の実験を完了する自動車教習所のうち「道路と交通の状況の適正な維持を受ける者」は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなる。職員や役員等に関して一定の条件を満たす自動車教習所、当該指定を受けることであるとしている。したがって、消防学校や同学校の受託を遂行する自動車教習所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の条件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受ける場合には、当該消防学校等一定の条件を満たすこと(当該指定を受けること)の項と2項との適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。 以上のことから、御提案の内部に、消防学校における準中型自動車免許に係る教育を受けた者のうち一定の条件を満たす(道路と交通の状況の適正な維持を受ける者)について、指定自動車教習所を卒業した者と同等に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというの旨が含まれているのであれば、これについては、消防学校が一定の条件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法上で対応可能である。 また、御提案の内部には、緊急自動車の運転資格の要否(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものも含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取得しようとする運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な運転技術を習得しているか否かを検証するものである一方、審査は、公益性の高い緊急用途のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技術を習得しているか否かを確認するものである。当該交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を得ていることが前提となっている。したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは適当である。 【(2)について】 御提案の内容を実施するためには、消防員等が実施する自動車の運転に関する教育を実施することが必要であるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えた。 【総務省】 【(1)について】 御提案の趣旨が、消防学校等で教育を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというものである。警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えた。 なお、消防組織法第1条では、「都道府県は、消防学校を設置しなければならない。」と規定されており、同法第1条の規定において消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第1条においては、「消防員に対する特別教習の初級自動車教習に教科目及び時間数は、目的に応じて着実に実施するものとする。」とされており、各消防庁において、地域の実情に即して必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。 また、「平成20年1月28日付(消防)第2号臨時分庁次長通達」において、「消防員用の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設」と、「地域の実情に即して、消防自動車の更新機等を含む中で、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について要請しているところ、 さらに、平成22年度より1月1日開始の運転免許取得システムが後中絶免許取得システム(対して、地方公共団体が助成を行った場合は当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講ずることとしている。 【(2)について】 御提案の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能講習を、一定の適正が認められる消防員等も受講可能とする点については、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えた。 【防衛省】 自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「防衛で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に必要となる範囲において、当該受託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託を行うことができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験乗組」「救助」等の職種に限定する旨が規定されている。 今回のご提案については、消防員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めるものであるが、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず。また、ご提案の教育を実施する範囲の自動車運転資格が取得できないと想定されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず。現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることができないことについて御理解を賜りたい。</p>	<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得しても、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の消防活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が困難なことを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。 ○第1次教育員に対する公費負担率や普通免許で運転可能な消防車両の高入品目に、新たな免許制度による消防団活動の支援に対応するためには、どのような施策を実施できるか、という点を、省庁の枠を超えて検討していただき、是非協働したい。 ○消防団活動の支援となっている(また将来的になるであろう)ことが容易に想定できる」ということを改めて認識いただき、できる限り少ない期間で準中型以上の消防車両の運転が可能となるような制度を早急に進捗させることは、消防団員の免許取得の負担軽減につながり、消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防団活動として、消防学校又は消防学校が受託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能講習を受けられることを明らかにしていただきたい。 ○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受入れについて、再検討いただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を図って支援するために、運転免許制度の改善等を検討し推進すべきではない。さらに、準中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両関係のほか、現場の支援を解決するための施策を検討すべきではない。 ○ 警察庁において、消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中型免許を取得しやすくなるよう、運転免許制度の改善について検討していただきたい。 また、自衛隊自動車訓練所での技能講習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能講習を受けた消防団員の中型免許の免許取得を可能とすべきではない。 ○ 防衛省において、年齢や運転経験年数に関係なく準中型以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかない。そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がない」と認めらるべきに該当するものと判断し、自衛隊自動車訓練所での消防団員の教育訓練を受け入れべきではない。</p>
80	<p>実施率が100%に達している調査項目については、数値が揃わない限り中止とするも含め、調査項目の縮小を検討する。また、自治体の負担にならないように、総務省側で入力可能なものは、いたいたで、省側で入力し調査を実施する。 ヒアリングについては、自治体の生の声を聞くことができる貴重な機会であり、総務省からも自治体が活用できる情報通信分野の先進的な取組を紹介する場として重要なため今後も継続して実施することとしている。</p>	<p>【調査項目について】 調査項目の縮小については、御回答いただいたとおり検討していただきました。 また、各自治体の負担については、調査事例に準じたうえで「指定運転免許制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等について明確にしていただくよう検討いたしました。 【ヒアリングについて】 地方公共団体の負担を鑑みると、現在実施している調査結果に基づき農及び市町村の状況確認であれば、対面で意見を聞くのではなく電話や電子メールで足りると考えます。 また、総務省から自治体へ情報提供できるようにも、調査・報告システムを従来の電子媒体での発信や書面での共有等で行うことができます。 以上のことから、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施がよいのではないかと</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
89	小規模施設特定有線一般放送にかかわる手続は、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、放送法施行規則第27条第1項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書面及びその作成並びに提出の方法について定めた総務省告示第214号第3項の第30号～34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、簡文のみ押印又は署名した書面の提出を求めることとしている。 一方で、現在総務省では、行政手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日閣議決定)等の政府横断的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかわる手続を含む各種放送法の手続について、電子化に向けて検討を進めており、その検討を踏まえた対応を予定。	デジタル・ガバメント実行計画8ページ(審査や対面の原則、押印等のデジタル化の予定となっている制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革(BPR)の検討を行う。)並びに、33ページ(押印などに係る本人確認が求められる場合には、原則、電子的な認証手段への移行を目指す)と併し、利便性と安全性をバランスした解を見出す必要がある。の主旨に準じ、オンライン化原則に向けて指書を譲っていたが、また、具体的なスケジュールをお示しした点とともに、指書を譲る上での留意事項は、その趣旨を踏らなければならない。 総務省での電子化に向けた検討が終了するまでの期間に關し、以下の点について御教示いただきたい。 (1)御回答に添付書類に関して記載がされていないが、添付書類については現時点でスキャナ等を用いて電子化が可能と考えてよいか。その場合、各承等で明示していただきたい。 (2)同様において、申請の本人性・真正性の確認について、マイナンバーカードを含めた電子署名を用いて電子化できないか。	【鳥取県】 小規模施設特定有線一般放送にかかわる手続を含む各種放送法の手続の電子化について、総務省回答にある検討を速やかに進め、早期に提案の主旨を含む電子化が実現できるよう希望する。					
92	地方自治法第183条第1項の規定上、地方公共団体の長から公営企業の管理者に対し事務の委任することが可能であることから、当該事務の性質による委任の旨、や委任事項に検討しようとして、公営企業の管理者に知事部局が行う行政事務を執行させることは、現行制度の下でも可能である。 またこの場合の経費負担区分について、「経営の基本に関する事項を定める条例中に、法令の規定に違反しない限りにおいて負担区分に関する事項を定めることは差し支えない」(公営企業業務指針第106節)とされていることから、知事部局が行う行政事務の執行に関する経費の負担区分について、地方公営企業法の趣旨を踏まえた上で、条例に定めることにより整理可能と解する。	地方自治法第183条第1項の規定による「事務の委任」については、この回答と解である。しかしながら、地方公営企業では行政上「はたぐ事務を委任しているものである。地方公営企業が長が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務を執行する場合、「事務の委任」ではなく、長に権限を譲った「権限執行」上することが適切とはいえないとされている。「事務の委任」で行うことが適切ではないと考えられる行政事務の一例をあげると、①水災害発生時に行う公共下水道管理者への緊急指示(下水道法第37条)、②公共下水道事業への指導監督及び指導の執行(下水道法第39条)、③公共下水道に関する企業法務連絡会(文書)への指導監督(進化法第26条)など長の専断として解される事務である。 本提案は、長の事務を管理者に補助執行させることについて、法令上の規定が明確でないことから行っても、地方公営企業法基本法において「管理は長の補助機能とされている」ところから、本県としては、現行制度の下においても下水道に関する長の事務を管理者に補助執行させることができると考えるがご見解をお願いしたい。						
96	地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証書などの物や符号等を提示・送達して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の納入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。 電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」で取りまとめられた報告書において、公金収納における電子マネーの収納方法を確立するために、地方公共団体の財務制度を整理する必要があると示されている。 その後、総務省から公金収納における電子マネーの位置づけを示す通知等が発出されている。現状では電子マネー活用が可能と解することは困難だが、課題も多く残されている。 また、電子マネーの支払方法には、クレジット方式とペイ方式とがあるが、この違いにより納入の納付に係る非効率の発生時期や遅延に影響が生じうる。クレジット会社は総務省通知(H18.11.22)により要件が示されているが、電子マネーにおいては事業者が多様であり、クレジット会社と異なり身元審査もないなど、同様に取扱いがよいのか不明である。 以上のとおり、公金収納における電子マネーの位置づけや検討すべき課題について、法令または通知等で明確化していただきたい。					【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していただくのが望ましい。明確化にあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた。電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に譲渡を行う権限の付与等について、これらの検討結果を留意事項として文書で明示していただきたい。 ○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体にも実現が早いよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								その他 (特記事項)	団体名	支障事例
109	目 地方に対する規制緩和	その他	私人への徴収・収納委託が可能な導入範囲の拡大(徴収委託等事例に係る導入・届出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、個人届出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、徴収委託等事例に係る個人届出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、徴収法等)と関係する施行令等の改正を求める。	徴収法に基づく徴収委託等の事例について、大阪府では、大阪府のハスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。同事務を市町村にて執行する場合、徴収法第20条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府手数料を市町村窓口において徴収しているが、平成28年度末をもって、同制度の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を徴収委託等の事例と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。また、徴収委託等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱いが個人届出外現金となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第158条による、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)	事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。また、窓口業務の民間委託が促進される。	・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第158条 ・徴収法第20条	総務省、外務省	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	—	—	〇当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。
144	目 地方に対する規制緩和	その他	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託する上でできる範囲について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	専任住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間」については、近所同様の住宅の家賃の額に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる(奈良県公営住宅条例第98条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅第92条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について、「平成28年10月14日住総発第159号」を参照に定めている。近所同様の住宅の家賃の額に相当する額以下で、規則で定める額の金額にについては、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。当該期間においては、専任住宅の家賃の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために非課税に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあつている。過去年のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は非課税、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率となっている。なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対化方針」の閣議決定に伴い、滞納家賃及び滞延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が給付契約において、損害賠償金もこれらの運動会に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考ええる。	損害賠償金についても私人に徴収の事務を委託できるようになれば、損害賠償金の回収についても専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収を効率化することができる。	地方自治法第246条、地方自治法施行令第158条第1項	総務省	奈良県	—	—	〇本県では、賃貸住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が債権回収を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどは、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収委託を委託し、一体的な債権回収を図ること効率的である。〇市営住宅の入居者に課せられる市営住宅及び附帯駐車場にかかる金額は、①使用料(賃貸借契約期間における使用料(公営住宅法16条等)に基づいて定めた家賃及び駐車場使用料等)と、②使用承諾取戻金(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間における資料指当損害賠償金がある。①の使用料の収納事務については地方自治法施行令第158条による収納事務委託をしているが、②の損害金の収納事務については法律等に定めがない委託ができない。そのため、使用料の収納は私人に委託し損害金の収納は本市で滞行っており、同一滞納者に対する納付勧奨が別々に行われることにより滞納者が混乱し、本市における事務も非効率なものとなっている。また、非課税法人等私人への委託により使用料の徴収率は向上しており、損害金についても委託が可能ならば一貫した滞納整理業務の実施により効率化が図られるとともに、徴収率の向上が期待できることから、関係法令の改正を求める。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
109	<p>【総務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う放券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第22条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。</p> <p>【外務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う放券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第22条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。</p> <p>なお、都道府県への支出が必要な場合には、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して支出し、支出すべきと考えます。</p> <p>また、放券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数料を徴収することができるが、放券法及び放券法施行令において、放券の発給等の部分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数料の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を設けていないことから、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する給券等に関する事務の一部、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を放券法令において設けることは、放券法令の趣意に反するものと考えられる。</p>	<p>○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり」との御回答について、放券の作成事務は、府において主体的責任をもって確実に執行すべきものと考えており、府が放券等手数料を徴収し実施している。そのため、市町村に放券発給の全ての事務権限を移し、各市町村からの委託を受けて府が放券作成を行うことは適当とは言えない。</p> <p>○本件に係る規程は、歳入歳出規程といえ、市町村窓口における収納方法は手数料等と異なり、公正な公金の取扱い及び放券発給に際し私人委託を認められては責目と相違ないことから、放券発給事務に係るものに限定することも含め、関連法令の改正など必要な措置をご検討いただきたい。</p>	—	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり」との御回答について、実際の事務として放券の作成機が配備されているのは都道府県であり、放券交付に係るほとんどは食料は都道府県が受けている。このため、市町村が自らの手数料とするより実効性が高いと思われることを強く懸念している。</p> <p>○上記のように、本件は一般的な事務処理特例ではなく、放券法特務の枠組みの中で支障が生じており、また、証紙提出に起因する支障も放券の申請から手数料においての外相定規によるものである。</p> <p>放券法及び国法施行令では、放券発給に関する事務手続を定めており、都道府県知事を申請の受理、放券の作成及び交付等の主体として位置付けている。平成16年の放券法改正により、これらの事務の一部を条例で市町村に再委託することが可能となり、現在、全国的に普及・定着している。さらに、市町村によっては食料業務を民間委託することで業務改善が積極的に進んでいるところ。</p> <p>このように、放券法令では都道府県知事の事務を規定しつつも、実態として市町村及び私人まで事務手続の主体が拡大・変遷していることから、放券法令において、市町村の委託を受けた民間事業者を都道府県手数料の徴収事務に関与させることと違和感はないと思われる。</p> <p>地方自治法、地方自治法及び住居サービス法の規定より平成16年の放券法改正の趣意は、地方自治サービスの民間委託の拡充の政府方針に沿った運用が可能となるよう、放券法関係法令において必要な措置を行うべきではないか。</p> <p>○本件に係る規程は、歳入歳出規程とはいえず、市町村窓口における収納方法は通常の手数料と異なり、公正な公金の取扱いは趣に私人へ委託されている責目と同様に扱われると思われる。</p> <p>よって、放券発給事務に係るものに限定して、私人が歳入歳出規程についても取り扱えるよう、地方自治法関連法令の改正など必要な措置を行うべきではないか。</p>	
144	<p>地方自治法施行令第188条第1項各号に規定する歳入は、その収入金額が条例又は契約に基づき機械的に算出される客観的に明らかであり、その徴収は私人に委託しても、公金取扱いに關し適正を欠おそれなく、地方公共団体から徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものである。私人への徴収又は収納の事務を委託することと相違ないものである。「平成29年の地方からの提案案に関する方針」(平成29年12月20日閣議決定)を踏まえ、地方自治法施行令第188条第1項が改正され、同項第1号及び第2号に掲げる歳入に係る課金並並びに手数料から算出されるものとする。その徴収又は収納の事務を私人に委託することができるとされたが、これらについても、元金に付随して発生する歳入であり、収入金額が条例又は契約に基づき機械的に算出されるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することが可能とされた。</p> <p>この旨の趣意は、公営住宅の不法占拠に対する損害賠償金の徴収事務についての私人への委託であるが、当該損害金が機械的に算出されるか否かについて課金並並に確認したところ、損害賠償金に対する考え及び額の設定については、各地方公共団体が定めることとされており、制度的に統一的な取扱いとされていないこと、不法占拠者が住所を放棄した場合の損害賠償額については、その程度に比例し額がその額が確定されることと想定されることとであった。これらを勘案すると、当該損害金については、機械的に算出されるものとは異なり、地方自治法施行令第188条第1項による私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とはならないものと考えられる。</p>	<p>入居者が公営住宅法第32条第1項各号に該当する場合、借入者に対して公営住宅の明渡しを求め、その際、借入者又は借主が第33条第3項及び第4項並びに借主が借主を条例で指定する旨の事項が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、当該借主の家族の2人に相当する額を徴収することとしている。このため、収入金額が客観的に明らかであり、私人への徴収又は収納事務を委託することにより、公正な公金の取扱いに適正を欠おそれなく、地方公共団体の収入に不足を及ぼすものではないと考える。</p> <p>また、公営住宅の返却者が住所を放棄した場合の損害賠償金については、その返却状況等によりその額が算出されるものであることから、借入者の住所に対する損害賠償金のように一定の算定基準により算出されるものではないが、当該損害賠償金は、入居時に徴収している借主等の借主により補填されることにより、事実上、借主等から徴収することにより課金並並であることから、収入金額が客観的に明らかであり、私人への徴収又は収納の事務を委託することにより、公正な公金の取扱いに適正を欠おそれなく、地方公共団体の収入に不足を及ぼすものではないと考える。</p> <p>(下記を参照)このため、今回の提案で私人への徴収委託を可能とした対象は不法占拠に対する損害賠償金であり、住居費に対するものは必ずしも必要としない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第188条の規定に「第1号に係る損害賠償金で普通地方公共団体が条例で額を定めるもの」等の規定条件を設けることにより、私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とされない。</p> <p>【参考】 借入者に対する損害賠償金の滞納額：107,640,788円 ・退去者等の住居費滞りに対する損害賠償金の滞納額：3,535,134円(上記の約3.3%)</p>	—	<p>【大阪府】 放券発給等の債務不履行に基づく解約または高額滞り等に対する法定解約により発生している明渡し義務を履行しない場合における損害賠償の額を予め法律・条例等で規定したもので、(戻付資金)の戻付資金の滞り等と異なり、放券法で定める損害賠償金という。このため、収入金額が客観的に算出される客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託することには、公金取扱いに關し適正を欠おそれなく、地方公共団体から徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものと考え、特に損害賠償金については原則、戻付資金との間の関係が併せて徴収することにより課金並並であることから、収納事務委託対象可能な歳入として地方自治法施行令第188条第1項に追加されたい。</p> <p>【参考】 回答は「貸付損害金」が、既施行令(前回の施行令改正主旨)において、機械的に算出されるものが否かによる事務委託可否の取扱いとなっており、今回提案による前施行令の改正により、「貸付損害金」の事務委託を可能とし、「滞納家賃」と併せ一律的な事務委託を可能にすることに対する記載がみられない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
156	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会 金田博 総務省 総務局】</p> <p>単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その世帯を有する者は存在せず、世帯の調査を行うことができない。死亡者と同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>そもそも、個人番号照会事務実施者において、例えば、税務署に提出する支出明細書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。</p> <p>このことについては、内閣府から保険会社関係団体等に要請を行っているものであり、引き続き要請を行ってきたい。</p>	<p>○経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引継ぎ行っていただいております。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化していただきますようお願いいたします。</p> <p>○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の通知について御検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>【所沢市】</p> <p>保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が関係しない場合には記載を義務にしない旨を周知していただきたい。</p> <p>【宮崎市】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各府県へ引継ぎの要請をお願いします。</p> <p>【江戸川町】</p> <p>窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きないように、保険会社関係団体に対して、「保険等費加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無きこと」を定めて周知徹底するべきだと考えます。</p> <p>また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件等の運用等を整理していただきたい。</p> <p>○総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなど、地方公共団体が住民に通知するよう要請していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の写しの交付に係る請求書の規定の明確化】</p> <p>○総務省において、死亡者のマイナンバーが除票の写しを請求せざるを得ない理由を明確に示した上で、法定審査における死亡者のマイナンバーの記入を後止ししていただきたい。</p> <p>○総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員との対応が円滑になるようにしていただきたい。</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのかを整理していただきたい。</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請以外の世帯についてはマイポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○総務省において、住民基本台帳ネットワーク情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスできずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイポータル上の改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなどの検討を行い、最速システムに改善すべきではないか。</p>		
160	<p>指定都市に人事委員会を必要とせず、職員の採用権を任命権者の権限とするとは以下の理由から適当ではない。</p> <p>(1)人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地公法第15条に規定する、公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、政令で指定都市において人事委員会を取消し、公務員の任用における根本原則が損なわれて危険性がある。</p> <p>(2)現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能(地公法第8条第3項)となっており、人事委員会と任命権者との明確な連携は可能である。</p>	<p>(1)求められる公務員の任用における根本原則は、都市の規模によって異なるものではなく、人事委員会の有無によって、振らく危険性があるという合理的な理由は無いと考える。</p> <p>(2)人事委員会が採用に関する権限の全部を任命権者に委任すると、任命権者が主體的に採用を行う事は可能になるが、あくまで権限の委任であり、委任を行うかどうかは人事委員会の判断によるため、対応策としては十分でないと考えられる。</p> <p>なお今回の提案の背景として、人材の確保及び育成は自治体経営の礎であり、一般市には人事委員会の設置が義務付けられておらず、長が自ら担当判断と委任において主體的に人材確保が出来るにもかかわらず、指定都市には人事委員会の設置が義務付けられていることにより、長の人材確保に関する権限が制約されていることに問題があると考えている。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○人事委員会は常に開催できるものではなく、また、委員会に諮る議案の準備作業等で委員負担が増える、機動的な採用活動の支援などである。特に、指定都市においては人材確保という面で選定制度の申請書との格差とあって、人事委員会と公平委員会では機動的な採用に優れていることから、いずれを支援するかは選択制とするべきではないか。</p> <p>○地方公務員法第8条第3項に規定される他の機関等への事務の委任について、任命権者が主體的に行うことである。人事委員会の権限に委任するのではなく、委嘱決定のこととするべきではないか。</p>			

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
162	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の掘り起こし調査にあたっては、未処理廃棄物の掘削に必要掘り起こし調査の際に、固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に建築かつ適正に行なうよう、未処理廃棄物の掘削に必要掘り起こし調査の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等は、調査のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起こし調査」を進めている。 調査実施方針として、昭和62年以前に建てられた事業用建物とその所有者の2点を対象として、掘り起こし調査を実施している。法務省・地方自治体又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報(または「登記簿」と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報)を入手する方法が考えられている。しかし、税担担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付のため独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務の観点から提供を受けることができなかった。このため、現在は登記簿を基に作業を進めているが、建物の建築年代の情報が含まれておらず、住所表や所有者等の登記変更が行われていないケースもあふた。調査票の送付作業を十分に円滑に調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ市域内に固定資産税情報を保有している建物があふ、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報とを突き合わせた結果、調査実施方針を特定できない事例が複数存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実な届かない場合も多くあると考えられる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の確保に関する特別措置法	総務省、環境省	横浜市	支障事例等の詳細は別紙1のとおり	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわて市、さいたま市、千葉市、松本市、岡崎市、岐阜市、山梨県、静岡県、浜松市、愛知県、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎	〇掘り起こし調査(実地)の調査チームとして、家屋課税台帳に格納された登記簿情報と法務局から提供を受けた登記簿情報とを突き合わせることで調査チームを特定する予定だが、所有者の登記変更が行われていないと把握し、一定数の未定が発生すると想定している。未定者についてはWEB検索や現場確認等により追跡を行う予定ではあるが、それでも追跡不能となる物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している事業者には、建物の納税情報等を管理していることあり、それによって有利であるとする規定を設けていただきたい。 〇市域では、掘削調査に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できた情報は、登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務担当が調査により知り得た情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。従って、登記簿を基に調査を実施する計画があるが、住所変更登記、組織変更をしていない場合、役員・清算により実質的に法人が存在しない場合等に、調査票が送達となつてしまう。税担担当課からはこのようなケースは少ないと想定している。また、調査については、フォローアップ調査のため、過去の建物所有者を事前に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当の事務量が発生し、内情など掘り起こし調査の実現と考えるため、よって、掘削調査に掘削の効率的な実施のため、家屋課税台帳の提供に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記載されている情報のうち、登記簿に記載されておらず税務担当が調査により知り得た情報についても提供を受けようとする。PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。 〇登記簿情報だけでは調査実施の特定ができず、業務委託等による情報の提供が必要となるため費用と増額がかかる。また、業務委託による情報提供では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低い非効率な問題となつてしまう。 〇市域では、PCB処理現場に隣接する掘削現場に掘削調査の実地に向け、掘削調査のマニュアルに基づき、建物の登記簿情報を取得し、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住所表や所有者等の重要情報が付いておらず、また、資料費や継続的により管理費が急増するなどの大きなケースが発生するの増大される。処分期間が残り5年と迫る中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査票が建物の現所有者・管理者に届くことが必須であるが、調査票が送達されない場合は、調査票の送付先の特記に係る事業別送付の仕組みが、調査の支障となることと懸念される。このため、指定都市・中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置はもたらすが、掘削調査においても各市町村の固定資産税情報を利用できるように、所用の措置を講じていただきたい。なお、調査の効果が大幅な向上は全国共通の課題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。
178	B 地方に対する規制緩和	その他	投資管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理業務及びその職務代理者の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていること、地方選挙において選権が人財の確保が困難となっていること、希望者を募集する期間が短く限られていることや事前候補への参加が必要であること、さらに公平公正な選挙となることと民間の者を選任することは困難であり、実態として自治体職員が確保することが多い。 (自治体の支障事例) 八尾市「投票管理業務及び職務代理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市の選挙において選任に苦慮している。 【職務代理】投票管理業務には選挙事務に精通した町職員を選任しているが、職員数の減少に伴って居住する職員の減少により、町長及び町議会選挙において選任に苦慮している。 また、他の団体ではやむを得ず自治会長等を投票管理業務に選任し、自治体職員を職務代理者として投て投票管理業務を補助する体制があるなどという。特に、町長及び町議会議員選挙では、自治会長候補者の後援活動等を行うことと併しなくないため、選任を認れば選挙の公正性を損なう恐れもある。なお、事前に投票管理に関する指導等を行っているが、自治会の職責を担うとして短期間で育成することは困難である。	地方選挙において、総務局の選挙では他の総務局側に住所を有する者、市町村の選挙では他市町村に住所を有する者を選任できるようにし、選挙管理委員会の事務負担軽減につながる。	公職選挙法第24条第2項、第46条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	総務省	兵庫県、京都府、京都府、大塚市、清瀬市、八尾市、神戸市、播磨市、新加通市、山形市、田原市、津浦町、早稲田町、早稲田町、高松市、新加通市、北九州市、伊予市、戸塚町、熊本市、八代市、宮崎	一	茨城県、仙台市、山形市、中山町、八王子市、清瀬市、小田原市、練馬区、中井町、新加通市、高松市、山形市、田原市、津浦町、早稲田町、早稲田町、高松市、新加通市、北九州市、伊予市、戸塚町、熊本市、八代市、宮崎	〇本市では、投票に関する事務の責任である投票管理業務において、その業務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委託した場合には、選挙にそれを実行することが義務付けられている(公職選挙法第27条)市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な面があり、投票事務の遂行が公平な管理執行のために、投票管理業務に市職員を選任することが適当であるといえる。 しかしながら、投票管理業務を選任するにあたっては、本市には86名の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現職の市議員は、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理業務に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の期近、その返を確保することは容易ではなく、結果として投票の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。 一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理業務の資格要件を「選挙権を有する者」に緩和しているところがあるが、このことにより、投票当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別な支障が生じているとは考えず、また、適任者確保の観点も期日前投票のみが必要なものではない。 〇投票管理業務の資格要件を「選挙権を有する者」に緩和することは、より若い若手を選任を確保することにつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を実施し、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、投票内の事務負担を軽減する。 なお、本提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国740の市特約会加入)より、給付金等に関する調査結果が示されている。 〇本市においても、管理職に充当する市町職員は確保している。(特に投票日と職員を要するイベントが重なった場合など) 〇市域では市職員が投票管理業務に選任しているが、近年市外に居住する職員が増加し、市長選挙及び市議会議員選挙の投票管理業務の選任について苦慮しているところがある。 投票管理業務は一定水準以上の選挙関係知識が求められる。もし地域役員に依頼する場合、説明会を設けたいと、投票所の管理についての法と実務の知識を持たないまま管理をしてもらうことになり、何らかのトラブルが生じる可能性がある。 法改正により期日前投票の投票管理業務の資格は「選挙権を有する者」とされたので、同様に当日の投票管理業務の資格変更を切望する。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
162	<p>【総務省回答】</p> <p>○ ます、環境省において、PCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設ける必要性について検討すべきです。</p> <p>【環境省回答】</p> <p>○ PCB廃棄物・使用製品である安定物の取り扱い(調査)については、環境省より、平成29年10月17日マニュアル改訂・発出しており、調査に当たっては、登記簿と同一の情報が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省統計局「経済センサス-基礎調査結果」、情報連携会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されています。</p> <p>○ これら各情報源の入手方法については、総務省とも協議の上、取得が可能である旨を平成29年10月15日付通知(PCB廃棄物の取り扱い)調査マニュアル(第4版)等について(環境省発表1710122号、環境省発表1710171号)において各都道府県等に通知しています。</p>	<p>環境省の調査マニュアルでは、登記簿の所有者情報のほか、複数の情報源を活用する方法が示されている。しかしながら、不動産登記法では、建物の構造や床面積など、表示に関する登記事項の変更は登録付行されているものの、建物の所有者や所在地、権利に関する登記事項の変更は登録付行されず、変更登記が行われていないケースが多数存在している。横浜市では、登記簿の所有者情報と地籍情報の突き合わせを行っても、調査票送付先を特定できない事例が複数存在している。</p> <p>一方、税担当部署では、質問検査権行使して実地調査を行うとともに、住民登録情報等、建物所有者の属性の情報を収集し、照合する考えを提示し、その結果を反映して、固定資産課税台帳を整備している。PCB使用履歴が保有されている可能性がある事業用建物の最新の所有者情報は、税担当部署しか存在せず、他の有効な代替的手段は見当たらないと考える。</p> <p>また、個人情報保護の目的利用に当たっては、地方自治体や地方自治法における守秘義務と、他法令における資料請求権等を勘案しながら、保護法期間の比較検証を行った上で対応することもある。PCB廃棄物の期限内処理については、預置することによる国民の生命・財産への影響は大きく、マニュアルに基づく自治体の取り扱いは既に困難に陥っているところからすれば、期限内処理を推進を行うために、税情報を内部利用する公益性は高いと考える。</p> <p>そのため、環境省からは、地方自治体による取り扱いに留意する立場から、PCB廃棄物の期限内処理の公益性の高さ、調査にあつての有効な代替手段が見当たらないこと、地方公務員法の守秘義務が課せられた地方自治体での内部利用であることなどを総合的に勘案して、PCB特措法附則第4条に規定を設けることと積極的に検討していただきたい。</p> <p>その上で、法改正に多大な時間とコストを要するなど、実現が困難な場合には、関係者間の協議により、前後の取組期間への無償等に基づく対応を可能にするなど、固定資産課税情報の内部利用を可能とする措置を早急に進めていただきたい。</p>		<p>【仙台市】</p> <p>平成29年10月17日のマニュアルに記載された「調査対象事業者リストの入手方法」により取得できる情報については、事業計画(構想書)が注連するように、調査票送付先の照会先を特定することができない例が多数見及んでおり、調査票送付先が特定できない事例についてもマニュアルではIWEB検索や現地調査等により連絡先を確認することになっているものの、調査件数が膨大であることから、調査の遅延が懸念されている。</p> <p>そこで、調査対象事業者リストを入手する段階から情報の精度を確保できるようPCB特措法に固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。PCB特措法の改正が困難であればマニュアルの見直しを検討していただきたい。</p> <p>【八戸市】</p> <p>建物の登記簿だけでなく登記簿に記載された所有者が住所変更登記や相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等は、調査票が未送付となり調査に支障が生じると考えられる。これを解決するためには、調査票の送付先となる最新の納税者情報を把握している固定資産課税台帳の非利用が有効であると考える。</p> <p>現行制度により対応可能という趣旨の回答であるが、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、取得できなかった旨の回答であった。地方自治体の平均税率設定により、税務部局が調査により知り得た最新の納税者情報(現況の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。調査の効率性の観点から、窓等対面の推進に関する特別措置法の事例のように、登記簿に記載されていない情報のみならず税務部局が把握し知得た最新の納税者情報を含む固定資産課税台帳の情報についても提供を要することができるよう、PCB特措法に固定資産課税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。</p> <p>【八尾市】</p> <p>環境省の回答では、既に照会を行っていることであるが、その内容は「登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)等を情報として活用することが示されているのみである。提案団体が実現して欲しい内容は、税務部局が独自に入手した情報の活用ができないことであることから、この支障をどのように解決していくかについての回答を具体的に明示すべきである。</p> <p>【宮崎県】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p> <p>調査票情報にあつては、登記簿と同一の内容が登録されている固定資産課税台帳(家屋課税台帳)、登記簿(不動産登記簿のうち建物登記簿)、総務省統計局「経済センサス-基礎調査結果」、情報連携会社が提供する事業者情報等の複数の情報源を活用することが示されているが、これらの中で最も精度が高いのは登記簿情報だと考えられる。しかし、建物の建築年次の情報が含まれていなかったり、住所表示や所有者等の登記変更が行われていなかったりするケースがあるため、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報を使用することで精度を高め、処分期間内の処理完了を達成したい。</p> <p>そのためにも、PCB特措法において、納税者情報を含めた家屋課税台帳情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。</p> <p>【神奈川県】</p> <p>平成29年10月15日付通知では、家屋課税台帳情報のうち、登記簿情報と同じ情報が提供の対象となっており、取り起こし調査において、支障を生じている。各市町村が所有する家屋課税台帳情報について、都道府県においても利用できるよう制度の構築を要す。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答は、現行制度により対応可能という趣旨だが、提案団体では既に支障が生じているという事実を強く受け止め、必要な情報を実際に取得できているか実地を十分に把握し、回答を再検討すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
178	<p>投資管理者及びその職務代行者については、公選選挙法第3条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。これは、投資管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から当該選挙の選挙権を有する者の中から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。</p>	<p>投資管理者について、各市町において投票事務と選挙制度に関する十分な知識を有したものを選任するよう工夫しているが、選挙区内に居住する選挙権者の減少等によりその選任が困難となっている。</p> <p>投資管理者という職種の性質上、公平公正な選挙の実現のために、公募により選任する上が難しく、短期間で育成も困難であるため、人材の有効活用ができるよう制度改正を提案するものである。</p> <p>また、こうした状況が続けば、投資管理者の選任が必須である投票区の統廃合(投票所の廃止)も検討せざるを得なくなる。平成29年4月28日付総務省164号総務省自治行政局選挙部長通知にもあるとおり、投票の権利は民主主義の基盤であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であるため、投票所の増設をはじめ、選挙人の投票環境向上に努め、投票所の増設に努めるべきところ、投票環境の向上の観点等からも、要件緩和は喫緊の課題となっている。</p> <p>前日開票制度において、投資管理者及びその職務代行者の選任要件が選挙権を有する者として既に規定されており、実際に前日投票所の運営が行われているが、具体的な支障は生じておらず、当日投票においても同様の制度を導入可能と考えられる。</p> <p>このため、平成31年執行の統一地方選挙まで法改正を行い、要件を緩和していただきたい。</p>		<p>【八尾市】</p> <p>投資管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の構成及び責任において確保すべきものである。</p> <p>平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まさにこの地方選挙における支障等の改善を求めるものである。このため、これまで調査及び議論を進め、本県の統一地方選挙(選挙)に際し合うよう、速やかに措置が講じられることを強く要望する。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切対応を求める。</p>		

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
179	B 地方に対する規制緩和	その他	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票区域の向上を進めるため、期日前投票所や再選投票所と同様に投票区域の要件を削いで選挙権を有する者に緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、区々等を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できるように努めている。ところが、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と限定されていることから、「各投票区」における選挙人名簿に登録された者以外に、必要最低限の人数に達していないとしても、定数を超過した投票区では選任できない者が発生する一方で、定数に満たない投票区では不足した人員を自治会に推薦する必要があるとしている。例えば、平成28年参議院議員通常選挙では、選挙区全体で最低限2名の投票立会人が必要なところ、公選には2名が不足しが、一部の投票区で選挙が行われなかったことにより2名を派遣して、一方で各の選挙を自治会に対して依頼する事態となった。投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行されているかどうかを監視することであり、必ずしも各投票区における選挙人名簿に登録された者である理由はなく、現に期日前投票所や再選投票所では選挙権を有する者とされている。特に、衆議院議員総選挙などを進める場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障になっている。	円滑かつ効率的に選挙準備を進めることができ、重要な事務に活動資源を投入できるため、適切な選挙執行に資する。	公職選挙法第38条第1項	総務省	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県野村会	宮城県、八王子市、清瀬市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、東京都、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、北九州市、筑紫野市、笠原市、丹波市、八代市、宮崎市	○本市内には855ヶ所の投票所があるが、その中で、各投票区の選挙人名簿に登録された者からなる以上、市全体で300名程度の投票立会人を選任する必要があり、選挙の準備、選挙に関する啓発、告知等を実施する既述団体等に準じて、各投票区における地域事情等を考慮しながらその人選を行っている。ところが、市町村の選挙管理委員会が必要に応じて計行ることができる投票区は、地域の事情等に合わせれば現物が大きくなり、本市では毎年概ね1000名程度の投票立会人を確保している。現行法令のもとではどの投票区においても同一基準(選挙人名簿に登録された者)に選任する必要があり、かつ何れも投票立会人の確保が困難な投票区においては選挙権不足により、どの選挙においても同一人選を投票立会人に選任せざるを得ない場合が多く、選挙の公平性確保の観点からも改善すべき事態となっている。一方で、期日前投票における投票立会人については、人員確保の観点から選挙権を有する者から選任するとして要件を緩和する等の措置が講じられているが、選挙期日当日の投票立会人についても人員確保は重要な課題であり、期日前投票と同様に選挙権を有する者から選任し確保したい。投票立会人の確保に支障を及ぼす具体的な理由は認められず、現に投票区にかかわらず多くの選挙人が投票する期日前投票での実績から、選挙の公平性を確保することの特別の支障はない。投票立会人の資格要件を緩和することは、公選等により投票区外等から広(選任者を確保することも可能とし、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。なお、本議案内訳については、平成28年度公正な選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。	
183	B 地方に対する規制緩和	その他	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の一部を名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例は、その適用される不動産として「認可地縁団体が所有する不動産」であって登記簿所有者(中略)又は所有権の名義人(中略)の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるものとしてされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体の所有権を継承したところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在が不明になっている構成員分の持ち分のみを認可団体に帰属し、不明者の所有権を登記した土地があった。制度導入後、当該不動産について改めて団体から特別の申請があり、実態としては当該認可地縁団体が占有している土地であったが、「所有権の名義人の全てが構成員又はかつて構成員であった者であるもの」という要件を満たさず不明であったため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となつた不動産に特例を適用することはできない」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入前に認可地縁団体となつていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿ったものとは異なり、また、多次な手続を要する所有者不明土地問題の解消にも逆行するものである。	所在不明の構成員又はその相続人全てに対する認可地縁団体の調査労力・費用が不要となるとともに、当該不動産の名義人が当該団体に一元化されることにより、売買・賃貸・借借等の選択が可能となるため、当該団体の保有資産が増え、健全運営に資する。	地方自治法第260条の38、第260条の39	総務省	兵庫県、京都府、京都府、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、兵庫県野村会	宇和島市、福島県、川崎市、山形市、南九州市、尾市	○本市においても認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度を用いるに当たり、提案団体が訴える支障事例同様、「法人と自然人の共有名義」となる不動産に対する特例制度の申請が、認可地縁団体から認可団体の場合と異なる。登記名義人やその相続人の所在が不明な場合における登記簿変更手続き、及びそれに係る多様な費用の削減を望むという特例制度の趣旨を踏まえ、制度導入前に認可地縁団体となつていたという理由のみで本特例が適用できないことは制度趣旨に反した意味が認められるのではないかと懸念する。○登記名義人は自然人であるという前提を認め、法人と自然人の共有名義であっても、制度の適用を認めることにより、所在不明の名義人及びその相続人に係る調査労力・費用の削減効果が期待されるとともに、所有者不明の不動産の解消にもつながると考え、そのため、提案の趣旨に賛同し、取組状況における登記名義人の情報を把握することを要する。○具体的な支障となつた事例は確認できないが、用地取得困難事例のうち、多数共有地の取組のため名称が、少なからず、認可地縁団体不動産登記の特例については法的柔軟な解釈で対応されることが望ましい。○所在不明の構成員又はその相続人全てに対する認可地縁団体の調査労力・費用が必要となるとともに、当該不動産の名義人が当該団体に一元化されればにより、売買・賃借・借借等の選択が可能となるため、当該団体の保有資産が増え、健全運営に資する。また、適正な課税を行うことにより税収増額につながる。		

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
179	公職選挙法第98条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に連動し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であるとの考えが示されている。投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものと考えるが、投票者の「投票意思の向上」が実現する可能性においても、本件選挙と関係の既知事由の指摘があったことから、両府省案における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	投票立会人について、当該投票区の選挙人でない者が投票立会人に選任した場合における選挙の効力に対して昭和31年6月9日東京高裁判決において考えが示されているが、自治会などを主とした選挙区より選任を行っているもの、こうした者の高齢化や投票開始の遅れによる立会人の負担感の増大により、投票立会人の選任が困難となっている投票区が確認されている。このため、投票区内にある自治会等から投票立会人の選任を理由として、投票区の廃止要望があるが、投票区数減少の一環となっている。 平成28年4月28日付総務省第164号総務省自治行政局選挙部長通知にもあるとおり、投票の権利は民主主義の基盤であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であるが、投票所の増設は認められず、選挙人の投票意思の向上に努めるべきことであるもの、現行制度下における対応が困難であり、制度改正が喫緊の課題となっている。「選挙権を有する者」として既に規定されている。前日投票制における投票立会人については、「選挙権を有する者」として既に規定されており、実際に前日投票所の運営が行われているが、具体的な支援は生じておらず、当日投票においても同様の制度を導入可能と考えられる。 このため、平成31年総務省の地方選挙まで改正法を行い、要件を緩和していただきたい。	【八王子市】 選挙当日の投票立会人に関しては、自己の投票区域内の事情に明るく、もって投票が公平公正に行われていることを監視できる者が最適であり、各市町村の選挙管理委員会において、一義的にはこれらの方を選任すべきと考える。しかしながら、公平公正な投票の監視は、各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任に基づいて選任された投票立会人が行うのであって、各投票区における選挙人名簿に登録された者(以下「高票」として扱われるものではない。投票立会人の職務は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければ務まらないとする明確な理由はなく、各投票区に事情に柔軟に対応する余地等を考慮しても、全投票区一律に投票立会人の選任基準を提示することは妥当でないと考えられる。 よって、これまでの要望及び議論等を踏まえ、全国で多くの選挙が実施される平成31年執行予定の統一地方選挙に関し各ように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。			
183	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条の3第1項において「認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの」とされている。 当該提案において、どのような対応が可能を検討したい。	支障事例は、現在制度化された特例措置が当時には無かったため、認可地縁団体とその構成員の共有名義で登記を行ったものである。本府提案は、認可地縁団体とその構成員による共有名義の不動産を当該認可地縁団体名義に一元化することを目的としており、特例措置の適用対象を拡大する等の経済的負担を軽減していただきたい。 具体的には、以下の対応について検討をお願いしたい。 ・登記特例制度がなかった場合に、認可地縁団体名義に一元化できなかったことを証明する資料(所有権移転の経緯を説明する資料)を添付すること等により、特例を適用すること。 ・認可地縁団体は、「認可地縁団体の構成員が集まって構成された法人であることから、地方自治法第260条の3第1項に規定する「当該認可地縁団体の構成員であった者」に法人である認可地縁団体を含むよう解釈すること。 この解釈ができない場合は、理由を明らかにしていただきたい。 なお、現状では、実態上、認可地縁団体が所有する不動産であるにもかかわらず、認可地縁団体の権限だけでは所有権移転や担当権設定ができない。解決方法として、①所有者(又はその相続人)を権利を譲渡するが、認可地縁団体の都合の都合を経て、認可地縁団体の構成員(自治会長等)と買受等を交わし、一旦当該構成員に所有権移転を行い、10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有し、登記特例を用いるものとする必要がある。いづれの方法も相当の労力と費用がかかるため、そうした認可地縁団体では、事実上不動産の権利関係の手続きを行うことができず、集会所の建設費や駐車場としての整備等ができない状況となっている。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
191	B 地方に対する規制緩和	その他	独自利用事務における情報照会の前向き	独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要であることについて、独自利用事務と趣旨又は目的が同一かつ業務内容に類似性がある法定事務(以下「法定事務」という。)が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同時に、市内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。	【支障事例】本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。(前提)助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意が必要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。【具体的な内容】児童手当に関する事務は本人同意が必要であるにもかかわらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の情報提供以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を郵送又は高度窓口に出すこととなり、申請者に負担が生じる。さらに、母子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同時に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。【懸念事項】地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。【懸念事項の解消策】本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限定することとする。	規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市	—	苫小牧市、船橋市、福井市、山形市、長崎市、犬牟田市、浜北市、熊本市	○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載の内容と同じ支障をきたしている。当市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」及び「視覚障害者等の医療費助成に関する事務」があり、それぞれが準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」及び「児童扶養手当等の支給に関する事務」としており、いずれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。独自利用事務の情報連携においての同意は、年度毎に、地方税関係情報が必要となるすべての同意をとる必要があり、同意する者も自ら署名をすることとなっている。毎年行う年度更新時には、各年度の支給者本人のみならず扶養義務者等の同意も得る必要があるため、同意書の準備を定数超過していたことになっている。市民負担軽減のための独自利用事務としたが、市民は同意書を作成して提出する手間が生じ、行政側の事務も複雑になっている。○当市では、独自利用事務にひたし経費減等医療費助成事務、それに準ずる法定事務に「児童扶養手当」があり、提案と同様の支障がある。規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の負担軽減も図る。○当市においては、外国人生活保護事務をはじめ、14事例において特定個人情報の独自利用を実施している。独自利用事務のみならず、一部の普通法は法定事務であっても、地方税情報の本人同意を求めない運用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条にある「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な納付と負担の軽減を図り、かつ、これとの併し申請、届出その他の手続の行い、又はこれらの費から便宜の提供を受ける国民が、手続の簡便化による負担の軽減、本人確認の簡便な手段その他の利便性の向上を享受できるようにする」旨の趣旨にある。○当市の独自利用事務である、児童障害者医療費助成に関する事務の資格認定において、申請者以外の同居家族の地方税関係情報の照会が必要な場合がある。その場合、申請書以外の同居家族全員の同意書の提出がなければ資格認定ができない。そのため、自署の同意書を増やして、窓口で申請(再度来庁)しなければならず、申請者側の負担が生じている。また、申請が資格認定発生日(例えば、転入日)の翌月などとなる月をまたいだ場合、資格認定の時期が遅くなるため申請者に不利益が生じる。従って、児童障害者医療費助成事務に準ずる法定事務である「特別児童扶養手当の支給」に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務と併称に、本人同意なく地方税関係情報の照会ができるよう求める。
192	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施されている。それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行うようにする。	【支障事例】「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援」や保健学習「学習支援」に係るお知らせは、国が必ずお知らせ通知を行う事例に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。【懸念事項】社会福祉(救済・防災)に該当しない事例については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。【提案事項の解消策】現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	お知らせ通知を行える事務(14事務)以外の事務のうち、市民へ通知等を送っている事例について、お知らせ通知を可能とすることで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	「子育てでワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成28年12月21日付府令第306号通知)	内閣府、総務省	八王子市	—	石岡市、三条市、静岡県、尼崎市、宮崎市	○官民データ活用推進基本法第10条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等への手続に係るオンライン利用の促進)、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(平成26年12月1日付本部省庁長官共同記者会見資料決定)、「デジタル・ガバナメント実行計画」(平成30年1月18日ガバナメント関係会議決定)に基づき、業務改革(BPR)の推進やデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を踏まえて認識されている。併せて、内容等においてデジタルファースト推進の視座を踏まえて、オンライン化の徹底及び添付書類の削減について取組を進めているところと認識している。マイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体が準備する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体に比べて安価にオンライン実現の可能性がある。こうしたことを踏まえ、住民オンライン申請窓口の一元化や国・市町村を通じた行政事務の効率化・コスト削減に繋がるとしてマイナポータルを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に向けて取り組んでいる。○当市では、ひとり親サービス(ワンストップサービス)を利用して、子育て15手続以外の「児童保護協議の依頼申請」や「マツコ次女の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を送送する必要があるものもあるため、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求める。また、お知らせ通知を行うためには、「事業者の同意を取ること」となっており、毎年の同一事務のお知らせ通知であっても、通知の都度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求める。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
191	<p>【内閣府】 まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 ○地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその職務に關して知り得た事項を漏らした場合には、違次の地方公務員法守秘義務及び重い罰則を科している。 ○地方税関係情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税関係情報の提供を行うことが許容される。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する資料検査権等が規定されており、かつ地方税公費への情報提供請求が法令等に規定されている場合 ②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合 これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限り可能とされている。 ○この点、独自利用事務は、法定事務の提供使命の達成目的、法定事務の内部に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。 ○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないと、地方公共団体にお示ししている。</p>	<p>個人情報保護委員会及び総務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する資料検査権等が規定されている場合に該当しない」との旨が示されているが、例えば情報提供請求に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療費」の場合には「父及び母」、「ひとり親家庭等医療費」が「重度障害者医療費」の場合には「申請者(受給者)及び同居家族」の自署が必要となるため、一度の発行で手続きが完了しないことに変更は無い。また、世帯情報は受給者の個人番号で固定するものなので、新規申請時には同意していない者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。 ○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である行政運営の効率化)及び「国民の事務の簡素化による負担の軽減」を旨とし、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取組みをぜひ行っていただきたい。</p>	<p>【大牟田市】 ○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないと地方公共団体に示しているとの旨が示されているが、例えば情報提供請求に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療費」の場合には「父及び母」、「ひとり親家庭等医療費」が「重度障害者医療費」の場合には「申請者(受給者)及び同居家族」の自署が必要となるため、一度の発行で手続きが完了しないことに変更は無い。また、世帯情報は受給者の個人番号で固定するものなので、新規申請時には同意していない者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。 ○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である行政運営の効率化)及び「国民の事務の簡素化による負担の軽減」を旨とし、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取組みをぜひ行っていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>			
192	<p>【内閣府】 ○マイナンバーにおける「お知らせ機能」については、子育てに関する手続に限らず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)以下「番号利用法」という、及び各条例に基づく個人番号利用事務で利用可能であり、御指摘の「児童手当の支給日に係る通知」についても、当該機能により通知することが可能となっていることである。また、番号利用法第9条第1項の事務(いわゆる法定事務)には該当しない事務であっても、同条第2項の事務(いわゆる独自利用事務)に該当するものであれば、個人番号利用事務としてマイナンバーにおける「お知らせ機能」を利用することが可能である。 ○なお、マイナンバーは、民間運送事業者のサービス(日本郵便のMyPost)と連携しており、各地方公共団体において当該民間事業者と契約した上で、利用者の方に登録していただければ、極めて充実した個人番号利用サービス等の事務に関するお知らせについて、マイナンバー上のお知らせ機能と同様に確認することが可能となる。 【総務省】 マイナンバーの運用に関するものであり、当省の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べない立場にない。</p>	<p>平成28年12月21日府子本906号「子育てでワンストップサービスにおける児童手当の手続について」において、「申請者が、マイナンバーのアカウントを開設している場合は、マイナンバーのお知らせ機能により、以下の通知が可能となる」(照会対象者の記載)があり、具体的な内容が列記されている。 内閣府の回答から判断すると、府子本906号の通知は、マイナンバーのお知らせ機能であるが、通知内容が「児童手当の支給日に係る通知」であることは、マイナンバーのお知らせ機能の活用が可能であるとの趣旨に基づき個人番号利用事務においてもマイナンバーのお知らせ機能の活用が可能であるとの趣旨でいい。また、その場合、個人番号利用事務であれば、マイナンバーにおける「お知らせ機能」を利用することが可能であることについて、各地方公共団体に通知等を行うことにより、明確にしたい。MyPostについても、市民にとっての利便性を考慮し、マイナンバー(番号を含む)を利用しない新たな仕組みをマイナンバーの開設のみで対応できるようにしていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>				

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
199	地方公共団体の契約は、機会均等、公正性、経済性の観点から、地方自治法第204条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札が原則とされている。ただし、予定価格の少額な契約については競争入札を行わずに、地方公共団体の事業者が増し、競争的に行き渡ることが期待される。その一方で、当該地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、その予定価格が、同条第1項第5号で定める契約の種類の範囲内において地方公共団体の事業者である事業者以外の事業者については、原則的に、随意契約によることが認められている。事後で定める契約の種類及び金額は、国の随意契約の要件や地方公共団体の財政支援等を考慮し定められていることより、国の随意契約の要件との均衡を図る必要があるもの。今後、国における随意契約の要件の見直しを注視してまいりたい。	<p>国における随意契約の要件の見直しの動向を注視してまいりたい。」のご回答について、</p> <p>(1)特に、「工事又は製造の請負」に関しては契約価格が上昇傾向にあり、また、公共施設の老朽化で修繕費が増加している状況である。従って、消費者が関心し考えられていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままでは、競争入札による修繕工事が確実に増加する。随意契約制度が地方公共団体の事業者が増え、競争的に行き渡ることが期待される恐れがあることから認められたら入札の原則に即ち、その見直しを要する。</p> <p>(2)小規模な自治体では入札業務に携わる職員が少なく、消費増税により一律に価格が上昇した場合は、国や道庁等に比べて一人あたりの負担増加量が大きくなることとなる。また、随意契約から入札に変わること、受注者別に事業者負担が生じることが、地域の中企業等に与える影響は大きいと思われる。このようなことから、国における基準額との均衡は理解できるところではあるが、地方側からの発意により改正されることを要す。</p>	【列治市】 地方自治法施行令(以下「施行令」)第167条の2第1項第1号別表第5の随意契約ができる金額の上限額は、昭和47年の改正以降、現在に至るまで6年間の間、この間の消費税の増入や物価の上昇にもかかわらず、金額の引き上げがなされておらず、このことにより、相対的に随意契約で処理できる事業が減少し、入札手続き等の事務量の増加を招いており、施行令第167条の2第1項第1号別表第5の随意契約の執行運営に資するもの確保を促すことと働きかけます。随意契約ができる金額の引き上げが必要な改正であると考えております。 ご回答にありますように、国の随意契約の要件との均衡を図る必要があることは理解できますので、地方自治体の効率的な行政運営に向けて、関係省庁への積極的な働きかけをお願いするものであります。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			
200	地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証書などの物や符号等を提示し、通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の借入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	<p>電子マネーを利用した公金の収納については、現行制度において可能という御見解であるが、各地方公共団体間の解釈や取扱いに誤りがないよう、地方自治法の解釈通知等によって、その旨を周知、明確化していただきたい。なお、尚ほ、明確化を怠らなければ、具体的な通知の時期をお示しいただきたい。</p> <p>また、電子マネーを利用した公金の収納を導入の際の留意事項等の周知や先進事例の共有等の実施も検討していただきたい。</p> <p>※留意していただきたい具体的な留意事項については次のとおり。</p> <p>電子マネーでの納付の対象とする課金の種類(使用料、地方税等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な収入の考え方 ・【例】導入対象…対価…直接受領し、少額のもの(美術館入館料等) ・導入対象…税金…直接受領しないもの、高額のもの ・収納時期の取扱い(プリペイド方式かポストペイ方式かによって変わるのか?) ・電子マネー事業者の選定基準 ・電子マネー事業者に対する検査 ・徴収等事務委託における電子マネー使用の可否 ・徴収等事務委託先において電子マネーが使用できる場合の業務フロー 			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書にあり十分は周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	<p>○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要かどうか、府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書にあり十分は周知を行うこと。</p> <p>○ 既に電子マネーを導入している自治体があるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。</p>	
203	○公営住宅(以下「法」いう。)は、住宅に居住する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することにより居住生活の安定と社会福祉の増進を図る目的として、法律で定められた方法により、家賃は入居者の収入に応じて決定することとし、もしくは、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高齢者等に対する配慮し請求等の規定を整備していること。 ○このらの規定を修正し適用するためには入居者の収入を把握する必要があるため、入居者の収入を把握する手立てを整備することとしている。入居者からの収入申告に依りて変わることは虚偽の申告を誘発するおそれがある。そのため、事業主体が収入申告の真偽を調査する手立てを整備することと収入申告の正確性を担保することとの法第34条の趣旨である。 ○このよな法第34条の趣旨を踏まえ、同条の規定による収入調査の対象は、「低所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進の一環」という目的の下に整備された規定の運用に必要な範囲に限るべきであり、法の目的と無関係な滞納整理業務の効率化という観点から法第34条の規定による収入調査の範囲を拡大することは困難である。	<p>○公営住宅は住宅セーフティネットの観点として、住宅問題に対し低廉な家賃で提供される住宅である。この制度の要である家賃決定の従後・後取等、収入超過者・高所得者等の決定に適切に行うためには収入申告の正確性を担保する必要がある。故に法34条の調査権限があるという点は、調査手続の適正の観点から認められる。</p> <p>○そのうえで法の目的の達成のために公営住宅を効率的に安定供給するために自主財源を適正に確保する必要がある。そのためには適法に追及し、追及も含め、公営住宅が公的給付の側面をもつ(申請等)と負担能力に合わせた負担額の徴収は、国や事業者が確保しているとの考えのもと、能力に応じて公平に費用負担される必要がある。この部分が抑えれば公営住宅の運営のために専ら赤字傾向が増加し、公営住宅の保有が自治体財政上のリスクになり、専ら以上に改善や更新が必要となる可能性がある。</p> <p>○公平性の確保のためには専ら負担能力を適切に把握する必要があるが、現行制度では調査を継続したときの負担能力を調べるのが難しく、調査手続に際しては申請手続を踏んで強制徴収の実現にも必要な情報が得られず、対応に苦慮している。特に滞納が長期化している者については、事業主体の報告にも一切応じず、法的措置を起しても反応がないため、そこから先の事業手続に支障をきたすといった支障があるが実情である。</p> <p>○よって、「滞納整理業務と法の目的は無関係」ではなく、使用者間の公平性の確保により自主財源が適正に確保されることで公営住宅制度が安定し、住宅セーフティネットの更なる充実が図られるための要であるべきを御指摘いただきたい。</p>	【静岡県】 公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高所得者に対する措置、家賃滞納指導などの民間住宅にない業務を行うが、財源である家賃制度は民間競争入賃ベースに設計が行われており、必要な手厚が確保されている。 このため業務の効率化の観点から、法34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考え、また、その対応が困難な場合は、滞納復権回収を効果的に進めるため、公営住宅の滞納復権を強制納付とする(公債)として扱うことと対応したい。 【神戸市】 ただし、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、低所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与も明記されている。しかし、使用料債権の回収に困難が生じ、事業の運営に支障をきたすことは、低廉な住宅の供給するという目的を阻害するおそれあり、期に当たっては、 したがって、滞納整理業務の効率化は、法の趣旨とは異なるものではない。 債権確保のための調査権の付与について検討していただきたい。	【全国市長会】 慎重に検討されたい。			

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
261	目 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の存在する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ず、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	広域連合の規約の変更を許可制から届出制に改めることに関しては、総務省から過去に以下の指摘がなされたところである。 ①広域連合の処理する事務が国の処理、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ず、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断するとはできない(H20)の許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容及び適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず(H20)しかし、①については、広域連合では、構成府県市の事務を持ち寄ることができることとされており、本件に関しては、事務権限はすでに地方にあるため該当しない。②についても、広域連合の規約変更には、その可否について広域連合及び構成団体並びに関係機関等とも協議を重ね、更に構成団体等の議会において、住民の福祉の増進や事務処理の効率化等の観点から審議し、議決を審でいることから、その妥当性は地方において十分に判断されている。この点を考えれば、総務大臣に重ねて適法性、妥当性を判断いただく必要があるのか疑問である。 以上、本件に關し、規約変更に係る許可制を届出制に改めることに問題は無いと考える。また、地方分権の観点からいえば、広域連合制度の趣旨を考慮すれば、適やかに課題に対応できるように制度を整備していくことがより地方分権に資すると考える。なお、地方自治法第291条の3では総務大臣許可が不要な場合が限定的に規定されていることから、当該項目に追加されることを望む。	広域連合が新たに実施するとした事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4	総務省	関西広域連合	-	-	-
264	目 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和	平成27年の国勢調査市町村事務委託で、自治体で社会福祉施設への委託を可能とする認定が追加されたように、制に実質上なっている。中山間地域において、調査の対象範囲・区別・区別期間について、市町村と委託業者の双方の協議をもって定めることとする規定を盛り込むこととする。委託の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前届出については、市町村が行うこととされた。(なお、中山間地域等において試験的に実施し、委託先や状況を確認の上、対象地域を全国に拡大することも見据える。)	本市では、調査員確保のための募集活動を行っているものの、景気の向上や産業振興策等の増加に伴い、国勢調査調査員の募集数も減少しており、(H2752名→H28479名)調査員の確保に苦労している。特に、中山間地域では、住民の高齢化等の要因もあって、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校区下に人も調査員がいない地域もあり、調査に支障がでている。また、平成22年度実施の国勢調査から郵便による回答が、平成27年度実施の調査時から、インターネットの回答も可能な1.選取後が確保されるもの、未回答率は上昇しており、対象世帯への定期的な連絡がますます重要となっている。そこで例示する、日本郵便株式会社などに委託が可能となれば、郵便物の定期的な訪問は住民にとって身近な存在であることが、回答率の増加にも期待できると及び郵便局のネットワークを活用した業務の拡大や行政との連携が模索されている傾向を踏まえ本提案をすものである。	本提案により、中山間部等の調査員の確保が困難な地域において、例示する日本郵便株式会社等の地域に密着した配達ネットワークを活用することで、効率的な調査が可能となると期待される。特に、同社は、全国に拠点を有し、社会的な信頼もあることや、定期的な目による多量な配達であり、往復については、初見の調査員より安心して調査に協力することができるかと期待できる。	国勢調査令	総務省	金沢市	読売新聞5月28日13版	群手前、花巻市、山形市、福島県、鳥取市、野々市市、福井市、山梨市、新潟市、小牧市、鳥取県、徳島市、新潟県、東海市、北九州市、大田田市、赤松市、松浦市、八代市、宮崎市	○調査員の確保については、高齢化が著しく、その確保が非常に困難になっている。また、山間部の調査区は、面積は広大な一方、世帯数は僅かであるため担当者少の想定する標準的な調査区と兼職した実態があり、都道府県から示される限られた調査員配分の中で、調査員を半調査区に配置する際も、各調査員の業務負の増加に配慮するうえで支障となっている。提案の想定する日本郵便(株)であれば、地域の地理や居住実態にも明るいため、円滑かつ高精度な調査にも資するため、将来的な全地域も検討すべきである。 ○本市には難島がある。現在は難島にも調査員が1人いるが、その方以外のなり手がいない状態。調査員確保のための募集活動を行っているが、毎年調査員は減少しており、調査の確保に苦労している。毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社は、住民にとって身近な存在であり、社会的信頼もあることから、安心して調査に協力していただけるかと推測する。委託が可能となれば、難島での調査の効率も上がると思われる。 大都市統計協議会から国に要望しているところである。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
261	広域連合は、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるもの及びこれに関連して国や都道府県から部分委託業務を総合的かつ計画的に広域するために取付けられるものである。広域連合は、規約で規定される広域計画の項目の範囲内で作成される広域計画に基づいて、その事務を処理しなければならない。	広域連合の規約変更に係る大臣許可手続について、関西広域連合は以前から弾力化を求めてきたところである。許可制から届出制への弾力化については、平成28年度以降、提案募集制度も活用して求めているところであり、これまで、平成28年度に「関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断することはできない」、平成29年度には「届出制では総務大臣がその責任性・実効性を判断することができない」と指されたことについては広域連合としても承知している。このため、今年度は、責省から示された許可制とする理由への意見も含めて提案したところである。しかしながら、第1次回答では、当該提案部分への承認を承知することなく、「(前節)広域連合の機能に関する事項に係る変更となることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしている」と一般的な内容にとどまっており、届出としては不十分である。広域連合としては、これまでの議論を踏まえ上での再検討をお願いしたい。	--	--	--	--		
264	平成27年国勢調査では、社会施設、マンション等において別産委託契約を結ぶことにより、調査業務を外郭に委託するという措置がとられた。一方で中山間地域については、調査員としては広域であるが、比較的世帯数も少なく、その中で調査員を配置する必要があり、昨今の調査員確保の状況を見据えたと様々な工夫をしなければならぬことも理解している。中山間地域等における調査員事務の民間委託に当たっては、受託できる事業者の有無をはじめ、統計の精度を維持できることを前提に受託側と委託できる業務内容、範囲、費用などについて事前に検証・確認する必要がある。さらに委託可能であると判断された場合は、本調査実施前の試験調査で事前に検証する必要があるが、いずれにしても導入の可否を省めて検討してまいりたい。	調査員の確保は、本市だけでなく多くの自治体の抱える課題であり、解決の1つの方法として日本郵便(株)等の民間事業者への委託は、有効な手段と考えている。本調査は、身近な存在である郵便局が実施することを想定しており、地域住民にとっても制度への信頼向上にも繋がると期待されるため、今後導入の可否を再検討したいと考えていること、国連するともな、今後、業やかに日本郵便(株)等民間事業者との具体的な検討・協議が進められることを期待する。なお、平成29年度国勢調査も迫っていることもあり、導入の可否を含めた検討の具体的なスケジュールをお示し願いたい。	--	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
268	目 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。 (1)早急の交付決定(4月～9月までの上半期納税を基に、遅くも12月には交付決定する。) (2)補助事業実績報告書提出(平成28年度(市町村一貫)及び第12年度(一総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指導し、市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定できるもの。) (3)算定基準額算出のための調査を1回にする。	(1)当該補助金は年度末ぎりぎり交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。 【平成28年度の場合】 ○3月28日(木)交付決定受理(この後、県・市町村へ通知、併せて所要額も調査依頼)。 ○4月4日(水)所要額等調査の提出期限(市町村報告をとりまとめ、県一貫への報告。※土日を含むため、実質3日程度の事務処理日程) ○4月9日(金)算定基準額公表(この後、所要額等調査を基に、県一貫・市町村と実績報告の依頼)。 ○4月10日(火)県の確定報告書の提出期限(市町村からの実績報告をとりまとめ、県一貫への報告。※土日を含むため、実質1日程度の事務処理日程) ○4月10日(火)交付に係る申請書・報告書に記載すべき総務省からの指示(決定)文書が複数ある中、どれを避ければよいかが分かりづらく(各都道府県担当者によって記載の仕方がそれぞれなっているようである。) (2)年度末に市町村が所要見込額調査を実施し、その後交付申請を経て総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額額額を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	年度末・当初の自治体の事務負担が軽減されるとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の目的に沿った確実な補助金の交付手続が可能となる。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条 ・個人番号カード交付事務費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	総務省	岩手県、宮城県、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、胆野市、二戸市、八幡平市、弘前市、青森市、南相馬市、山形県、新庄市、秋田県、大館市、一戸町	一	秋田市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、桐生市、所沢市、船橋市、坂田市、松市、江戸川區、清瀬市、川崎市、三多市、浜松市、春日井市、京都市、八尾市、富田林市、兵庫県、尼崎市、伊丹市、岸和田市、堺市、平泉町、福岡県、芦屋町、大村市、大分県	<p>○提案市の事例とおり、当補助金の事務手続きは年度末の繁忙期に非常に煩雑かつ短期間に書類作成を行わなければならないため、市区町村担当者及び都道府県担当者で常駐しているとは限られており、特に弊所にあるおかげ、「は日を含むため、実質一日程度の事務処理日程」が各手続きのために「高懸化」しており、休日出勤を強要されるような日程が示されるたびに不承不察の苦情が寄せられている。提案内容に強く賛同している。○平成28年度個人番号カード交付事業費補助金(実績報告)は3月30日(金)まで(注)について、4月3日(当初は3月30日3時まで)期間での電子データの提出を求められた。当市では支所の通知カードの再交付事務の取扱いもあつたため、支所の再交付件数等の集計の必要もあり、実績報告作成にかかる時間的余裕が全く無かつた。</p> <p>○所要額見込調査、交付決定、所要額見込調査、実績報告の一事の事務処理を非常に短期間でこなす必要はない。</p> <p>○また市町村は、補助金の一事の手続きが住所移動等、窓口業務と重なっているため、事務負担が重しい。また、窓口業務は、必ず当日中に正確に処理してはならないものである。</p> <p>○補助金の正確で適正な報告のため、実績報告書の提出期限の延長が望ましい。</p> <p>○決算後提出だが、作業日が1日は厳しい。また、年度費やりの異動があるため、担当者へ引き継ぐことが難しい。</p> <p>○年度末・年度当初は年度切り替えによる事務量の増加に加え、窓口業務において、転入・転出等の住民異動届出者が多く発生する時期である。来庁者の待ち時間が数時間に及ぶこともある繁忙期であるが、そのなかで当該補助金の対応に職員を割いており、更に待ち時間を増やす要因もなっている。</p> <p>○交付決定期間の所要額等が確定すれば、事務負担が軽減されることになり、窓口待ち時間の減少により住民の負担も軽減されることが期待される。</p> <p>○1)平成28年度個人番号カード交付事業費補助金は、電子証明書発行手数料(歳入歳出外現金)の報告期限が3月31日(土)17時までとなっており、実質的に年度最終日である3月30日(金)の夜までに報告が必要であった。年度最終日は当然来庁者も多く窓口は大変混雑するため、各支所から手数を報告させ、集計するのには大変苦慮することとなった。</p> <p>また、個人番号カード交付事務費補助金に係る所要額等調査の県への提出期限が平成28年4月2日(月)であること、事務処理期間が短すぎるとしている。</p> <p>○個人番号カード交付事業費補助金は地方公共団体情報システム機構に支払う交付金に対する10/100の補助金である。もし地方公共団体情報システム機構が年度補償対象分を請求し、補助対象外分だけを市町村へ請求するような方法が可能であれば、県や市町村の事務負担が軽減されると考える。</p> <p>○平成28年度も平成29年度も実績の支払額は示された上取見込み額の半分以下であり予算が欠け、取組に基づく上取見込み額を弄すべきと考える。</p> <p>○全体のスケジュールを具体的に示されず、毎年各書類の提出依頼から提出日切までの期間が非常に短い。区では交付窓口が6ヶ所あり、繁忙期である3月から4月までの間に各所の経費をとりまとめ、実績報告を行うの負担も、毎年重くなっている。対象経費を細かく計上するが、最終的には個人番号カードの交付枚数により補助金額が変動するため、経費に比例した交付枚数がない。また、実績報告の際に、所要額等調査時に回答した交付枚数や経費が増えた場合、補助金が増額されない仕組みである。3月4日は住民の異動で一審仕入時期であり、また職員異動もありかなり窓口が混雑する状況です。そのなかで、提出までの期間が非常に短い状況での報告書作成はかなりの負担となっているため改善を希望します。</p> <p>○(1)、(2)については、本県でも同様の実績が当てており、年度末から年度初めにおいて事務が集中している。また、短期間で事務処理するため、市町村においてカード枚数の数え間違いが発生しており、補助金返還に係る事務負担も大きいと聞いている。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
266	<p>個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付決定について、適正な補助金額を算定することを前提として、市町村(特別区を含む、以下同じ。)の負担を軽減するために、交付決定時期等について見直しを検討する。</p> <p>個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の補助事業実績報告書様式第10号(市町村一頁)及び第12号(県一役務者)に記載する助務者の交付決定通知の文書送附については、総務省より関係報告書の提出依頼時に文書番号を明示する等の措置を行う。</p> <p>個人番号カード交付事務費補助金については、対象経費見込額及び所要見込額等を行うことで補助金額の算定を想定した上で、所業種等額を行い補助金額を算定するものであるが、各調査を1回にまとめることは困難であるが、適正な補助金額を算定することを前提として、各調査の時期について見直しを検討する。</p>	<p>(1)現状では、年度末・年度当初の市町村窓口の繁忙期に当該補助金の交付申請等に係る事務処理が集中している。このため、交付決定時期等の見直しの検討にあたっては、市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に回答して頂きたい。(例:4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定)</p> <p>(2)回答のとおり、総務省から都道府県への提出依頼時に文書番号を明示する等の措置をお願いしたい。</p> <p>(3)各調査時期の検討にあたっては、一連の照会期間について市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に回答して頂きたい。(例:所業種等額の締切を4月第2週までとする)</p>	—	<p>【所港市】</p> <p>補助金の交付決定等や各調査の時期について、「見直しを検討する」とあるが具体的な時期等を早期に明確にしていきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
290	<p>【内閣府】</p> <p>まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【総務省】</p> <p>代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記載事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人が来庁できない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を提示することを求めるという別例的な措置を認めている。</p> <p>個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による顔写真の公証を認めないという点は、個人番号カードの登録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人確認書類においては、顔送る個人番号カードの登録事項を確認するものではなく、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っているとは考えない。</p> <p>個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するものなのであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。</p>		<p>○郵便局(郵便局員)に一部の交付事務を行わせる場合、個人番号カードの本人確認については、代理人が持参した身分証の確認を市町村が行い、カードの書き写真と受領者の同一性の確保のために、郵便局員が実施した顔認識システムの照会結果を市町村が確認することで、これまでと同様に市町村が発行者として責任を負うものになると考える。</p> <p>○顔写真や指紋など、やむを得ない理由で来庁できず、さらに代理人へ交付する条件も満たさない状況が発生する場合は、顔認識機から検定された情報から、別の方法が検討されていない。カード普及を進めるのであれば、住民への個別訪問といった職員のマニッパカード類の活用方法だけではなく、住民が市町村へ交付を受ける方法を創設すべきであるが、再検討を求める。</p> <p>○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、地方公共団体の特定の郵便局員における顔認識に関する法律や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号の導入による公共サービスの取組に関する法律」)の改正が必要となると思われることから、併せてその改正についても検討を求める。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○ 総務省において、マニッパカード交付時における目視及び顔認識システムで行う本人確認は、裁量的判断を必要しない事務に当たるとし、郵便局に委託することは可能とすべきではないが、設置場所確保等の民間委託の事例における、筆算専長が責任を負って反則金を徴収する仕組みを参考に、市町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認識システムでの顔認識のデータが市町村のデータベースに接続され、市町村のマニッパカードを交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マニッパカードの発行については市町村長が責任を負うことになるため、郵便局におけるマニッパカードの交付が可能となるのではないかと。</p> <p>○この仕組みにより技術的な安全確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認識を同時に市町村が確認するシステム、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行うシステムまで導入を検討して考えることにより、住民が最寄りの郵便局でマニッパカードの申請から交付まで行うことが可能とするべきではないか。</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)において、マニッパカードが普及しやすシステムを定める観点から、マニッパカード交付時の本人確認における顔認識による活用、テレビ電話等の新技術の活用等により、住民が最寄りの郵便局でマニッパカードの申請から交付まで行うことが可能とするべきではないか。</p>
292	<p>指定管理者制度は、民間事業者に対して行政処分的一种である使用の許可の権限を付与し、施設を管理運営させる制度である。住民への使用の許可権限の付与が必要なのは施設ではないと考えられるため、指定管理者制度を活用する必要は、私法上の委託契約によって管理を民間事業者に委託することで当該施設を管理するという目的は十分に達成される。民間事業者で指定された清掃する等の施設の一時的な管理についても、指定する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者を委託契約することで一体的な管理が可能であり、このことが制度上の運用であると考えている。また、公の施設に該当しない施設については、私法上の委託契約によって行うことができないものとする。</p> <p>このため、委託契約の実施可能な管理について、あえて指定管理者制度又は類似の制度を設ける必要性はない。</p> <p>なお、民間事業者への委託について議会の議決事項としたいのであれば、地方自治法第98条第2項により条例で議決事項として定めることができる。</p>	<p>○水泳場及び清掃工場は、平成16年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)の手続きにより、施設設計・建設工事、運営及び維持管理を一括で受託したものである。(運営期間、平成16年1月分から平成20年1月まで)とされ、施設の内、水泳場については受託者(SPO)が指定管理者として指定し、管理運営を行った。</p> <p>施設開始は、平成16年1月をもってPFI法に基づく運営期間が終了するところ、水泳場と清掃工場については、引き続き、指定管理者制度又は私法上の包括的な委託契約により、一つの者に管理運営を行わせることとしている。</p> <p>○しかしながら、現状の完了後、引き続き施設の管理運営を外側に委ねる場合に、現在と同様の包括的な委託契約を繰り換えることができません。市職員を施設の管理のために常駐させ、廃棄物の処理、整備といった様々な業務に必要となる複数の委託契約を締結しなければならないと考えられている。指定管理者制度ではなく、私法上の契約によって清掃工場の管理を委託する場合、以下のような疑問があるため、明記していただきたい。</p> <p>(1)清掃工場について、廃棄物処理業・清掃業務・管理業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。</p> <p>(2)上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること(管理権限の変更)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、SPOが実施する修繕更新業務に対する対応を年ごとに支払っている。</p> <p>(3)私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごと判断すべき事項であると理解してよいか。</p> <p>○公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合に、その判断権限が不明であり、誰が出さないのが現状である。指定管理者の委託手法については、地方自治法に基づく指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考にする法令やマニュアルがない。このため、廃棄物処理や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドラインをお示しいただきたい。</p>	<p>【宮崎市】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重された。</p> <p>【支障事例の補足】</p> <p>「隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能との前提であったが、隨意契約による委託契約は困難である。清掃工場等に指定管理者制度を適用することが可能となれば、付帯施設である水泳場等と合わせて一括で指定管理者を募集することができ、効率的な運営に繋がるものと考えられる。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、府省からの意見が現時点で実現可能とされているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>○ 水泳場及び清掃工場は、PFI法に基づき、施設の整備及び管理運営等を包括的に委託したものであるが、当該契約終了後と高取の管理運営を一つの者に任せようとする場合、私法上の契約は以下のような疑問があるため、明記していただきたい。</p> <p>(1)清掃工場について、廃棄物処理業・施設清掃業務・管理業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。</p> <p>(2)上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること(管理権限の変更)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、委託者が実施する修繕更新業務に必要な対応を年ごとに支払っている。</p> <p>(3)私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごと判断すべき事項であると理解してよいか。</p> <p>○ 公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合に、その判断権限が不明であり、誰が出さないのが現状である。施設管理業務の委託手法については、地方自治法に基づく指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考にする法令やマニュアルがない。このため、廃棄物処理や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドラインをお示すべきではないか。</p>		

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
293	B	地方に対する規制緩和	その他	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続きその目以上その台帳に記載されている者」とする。	公職選挙法第10条の2において、「被選挙資格を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全ての選挙人を常時調査することは、極めて困難であり、全国1,741の市町村での調査を対象に実施した総務省の調査においては、わずか40の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録者数が極めて少ない場合であれば、調査が難しく、調査を実施している選挙区においていない選挙区とで対応が異なれば、選挙人に対して不平等が生じる。もとより、住民基本台帳法第14条第1項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するために必要な措置を講じなければならないことになっており、居住実態に照りがないよう努めていることから、当該台帳に記載された情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該問題は国会でもたびたび議論されており、平成30年2月24日の予算委員会第二分科会では総務大臣から「調査結果を見て前向きな方向性を模索してみたい旨の附帯弁があったところであるが、関係の選挙管理委員会からも制度改正を要す。	住民基本台帳を選挙人名簿登録の基にすることで、選挙管理委員会の事務の効率化が図られる。また、選挙人にとっては自分がどこで投票できるかがわかりやすくなるほか、調査を実施していない自治体としていない自治体とで対応が異なることよって生じる不平等も解消される。さらに転出しても住所を異動しない学生においては、「いずれ地元に戻る」といふ理由もあるため、自らの地元・地域の代表者や選挙区に参加できることは、地方と若者の関係を築き止め、Uターンへの期待も高まり、人口減少地域にも望ましいと考ええる。	公職選挙法第21条第1項及び第5項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第14条第1項	総務省	矢野町	—	中山町、ひたちなか市、小田原市、福井市、山梨市、奥田市、生駒市、豊後市、芦屋市、熊本市、八代市	<p>○住民基本台帳担当選挙管理委員会が別々に居住調査を行うことは合理的でなく、居住調査が行われた住民基本台帳を基に選挙人名簿登録を行うこととすれば事足りるため、法定正を要する。</p> <p>○本市でも、被選挙資格を有する者を常時調査することは困難であるとする。調査方法としては、投票所入場券を発送して、送達された者について居住実態調査を行うことが考えられるが、投票入場券の発送から選挙日までの短期間で調査を行うことは極めて困難である。</p> <p>選挙区単位としては、次の選挙まで期間が短く場合は住民基本台帳の登録状況に基づき電算処理にて一人一人に選挙人名簿を登録することができるため、公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とすることは合理的と考ええる。</p> <p>○本市でも被選挙資格を有する者を常時調査することは不可能である。有数の総務省通知(平成29年 総行選挙の項)において、「選挙管理委員会に住民基本台帳担当職員上の十分な連携」が必要とされ、また、「各市区町村の住民基本台帳担当部局においては、選挙又は臨時に当該調査を行うことにより、住民基本台帳の正確性の確保に努めることとされていることは、当該改正の意図に沿うものであり、全国で統一した取扱いができることが望ましい」と考ええる。</p> <p>○本市において居住実態の調査は、現実問題不可能と判断し実施していないのが現状である。また、市町村によって対応が異なることは有権者にとって不平等に繋がることになる。</p> <p>よって、全国の市町村が統一に対応し、有権者が不平等にならないよう法令が整備されることが望ましい。</p> <p>○現実的に居住の実態調査はほぼ不可能な状況である。ところが昭和29年の最高裁判例により、学生の住所は特別な場合を除き下宿等にあることになっている。当選挙も委員となっている全国選挙管理委員会連合会は昭和30年代から改善の要求を行ってきた。今の状況では、学生であることが判明している選挙人が平等ではないと理由として住民票がある地域での不在者投票を行う申請は資格要件に当てはまらないので、実態を知りながら受け付けた選挙管理委員会は違法な事務処理を行ったことになる。</p> <p>一方で選挙費や大学の一時は、法が関連しているから学生も積極的に不在者投票をしようという運動を行っており、選挙管理委員会は駆け込みとなり、法解釈と現実の対応が統一されていない状況であるため、ぜひ主張通りの改善を期待する。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
293	<p>公職選挙法では、選挙人名簿の登録については、当該市町村の区域内に住所を有する選挙人で従来から当該市町村の区域内に住所を有する者についてはその者に係る当該市町村の住民票が作成された日から、また、他の市町村から転入した者については住民基本台帳法第22条の規定による転入届をした日から引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されていることが必要とされている。</p> <p>「当該市町村の区域内に住所を有する」とは、登録の基準日において当該市町村の区域に現実に住所を有する旨であり、これは、少なくとも登録の基準日において当該市町村の区域内に住所を有しないことが明らかなのについてまで住民基本台帳に登録されているという理由のみで名簿に登録することはかえって選挙人名簿を不正にすることを助長するものであり、現実に当該市町村の区域内に住所を有するかどうかについては、各市町村の選挙管理委員会において個別具体的な事案に即して判断し、登録することとなる。</p> <p>この仕組みについては、選挙人の正確な把握と選挙権の公正な行使の防止等が選挙の公正の確保に欠かすことのない要であることから、過去の裁判(昭和42年1月27日東京地裁判決、平成14年12月20日広島高裁松江支部判決)においても、合理性が認められているところであり、平成14年12月20日広島高裁松江支部判決では、「A町選管において、A町の住民基本台帳に登録されている転入人を対象として住所の調査とし、その際、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、基本的に「選挙人名簿に登録しない取扱」としていることは、十分に合理的であるというべきである。」(中略)「A町以外の市町村の選挙管理委員会においては、そのほとんどが、A町選管とは異なり、住民基本台帳のみを基準として選挙人名簿への登録及び投票人事務の進行の可否を判断する取扱いとしているが、A町選管における取扱いの方が、より上にあつた公選法及び同法施行令の趣旨に沿った取扱いであることは明かである」と示されているところである。</p> <p>また、参議院比例代表選出議員選挙等選挙、国政選挙においては、各選挙区において投票を行うため、居住実態にかかわらず選挙人名簿に登録することを認めると、投票することができる選挙区を自由に選べることもつづりがかねないことから、選挙の公正確保の観点から課題が多いものと考えられる。</p> <p>謝辞家の住民基本台帳の記載のみに基づいて選挙人名簿の登録を行うことについては、選挙人名簿のあり方に関わる問題であることから、慎重な検討が必要なものと考えられる。</p>	<p>登録の基準日において、当該市町村の区域内に住所を有しないことが明らかでない限りは、住民基本台帳法第14条第1項の規定にもあるとおり、市町村長は住民基本台帳の正確な登録を確保するために必要な措置を講ずなければならないこととされており、住民基本台帳担当は、居住実態に即りがないよう努めていることから、当該台帳に登録された情報をもとに選挙人名簿を作成し、たとえも支障はないと考える。加えて、選挙執行時の時間の余裕がない中で、住民基本台帳担当が行っている居住実態の確認作業を完了、選挙管理委員会で行うことは非効率であり、実態上でも確認作業を行うことは非常に困難であると考えます。また、時間の余裕がない中、不確かな調査が実施されることで、かえって選挙人名簿の正確性を欠くおそれがある。</p> <p>当該市町村の区域内に住所を有するかどうかについては、各市町村の選挙管理委員会において個別具体的な事案に即して判断し、登録することとなることとありますが、全国1,741の市町村の選挙管理委員会を対象とした調査後の調査において、わずかに400の市町村でしか居住実態ができていないのが現状である。お示しいただいた判決は、公職選挙法において対象事案の正当性を認めた判決ではあるが、法に実効が準備していることを解決するものではないと考えます。</p> <p>参議院比例代表選出議員選挙等選挙、国政選挙においては、各選挙区において投票を行うため、居住実態にかかわらず選挙人名簿に登録することを認めると、投票することができる選挙区を自由に選べることもつづりがかねないとするが、そもそも居住実態が判らない者が住民基本台帳に登録されていることが問題であり、このことを防止するために住民基本台帳担当において、正確な登録を確保するための必要な措置を講じているところである。</p> <p>住民基本台帳の記載のみに基づいて選挙人名簿の登録を行うことに慎重なご回答であるが、これは住民基本台帳の正確性及び信頼性を疑問視することであり、公職選挙法第2(各第1項)において、「住民票が作成された日」など前提として常に住民基本台帳法を根拠としていることに対し、合理性を欠いたと考えます。</p> <p>以上のことから、住民基本台帳担当と選挙管理委員会それぞれ居住実態の調査を行うことは合理的であり、住民基本台帳法に基づき居住調査が行われた住民基本台帳をもとに選挙人名簿登録を行うことができるよう、法改正を要する。</p>					<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	目 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病(医療費助成)制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病(医療費助成)制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	所轄区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と照送によるやり取りをしなければならない。業務遂行による業務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。また、医療受給者証の発行が増えることで、患者もより早く(医療費助成を受ける)ことができ、これまでのように(償還払いによる払い戻し)の手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	健康保険法施行規則第8条の2 国民健康保険法施行規則第12条の2 *医療福祉法第18条の3第7項 *国民健康保険法施行規則第7条第4項 *医療の患者に対する医療に関する法律施行規則第25条 *行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第2の9の項及び1907項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	—	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都府、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ○本県において、医療受給者証に「所轄区分」を記載することは、保険者への照会を求め、大きな負担となっている。 ○事務処理の負担(おとし、公費負担の削減効果が不明確であるため、まずは「所轄区分」の記載の廃止を検討したい)。 ○明確な効果(簡便)で、「所轄区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所轄区分」の記載を廃止していただきたい。 ○本市では、主に約60日、郵送でのやりとりが生じている。 特記：各町圏域医療保険者においては、返送まで1か月もかかることが多い。受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所轄区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかると、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。 ○所轄区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類が揃っているにも関わらず、保険者への所轄区分照会を行った上で医療費給付金の交付が遅れる場合がある。 ○照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課取扱いによっては所轄区分証明が必要となるため、事務が複雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報連携が可能となれば、県からの所轄区分照会への回数の事務と年度ごと「所轄区分」が変更となった方の報告の手間が削減される。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができます。医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担が増えている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。 ○所轄区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と照送によるやり取りをしなければならない。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所轄区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正化につながる。 ○しかしながら、所轄区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従前から要望しているもの。 ○高齢介護費の限度超過適用区分(所轄区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が望まれる。 ○所轄区分の記載は、保険者(国)によるやり取りであり、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。
302	目 地方に対する規制緩和	その他	地方公務員が副業を促進するための規制緩和	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可(一部)が認められているが、許可制から届出制に改正し、地域で定められている社会貢献活動に積極的に参加できるようにする。	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならぬが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある事務の高齢者であっても、職務を遂行するために公益性の許可を要する必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があるとされているが、法律で原則禁止が課されている上、公益性の許可が必要とされているため、公益性のある活動であっても許可が難しくなっている。自治体として明確な基準を設け、積極的に促進しやすい傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備された。	許可制から届出制にすることで、副業を始めるための要件が緩和されることにより、手続きが簡素化されることから、地方の貴重な人材である公務員の活躍の場が広がり、地域の活性化に資する。また、副業に対する職員の心理的な負担を軽減することにつながる。	地方公務員法第38条	総務省	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する若手推進員(※国政選挙(国体の長)代表 鳥取県 高橋知 井 稔治)	—	山形市、島田市、南伊豆市、大分県、広島県、松山市、大分市、松江市、深谷市	<ul style="list-style-type: none"> ○兼業許可にあり、公益性のある活動かどうか、特定の利益に偏ることなく中立的かつ公正に公務が遂行できるかの判断が困難である。 ○また、兼業することにより、公務の遂行(あり)、地方公務員法に規定される職務多量性が顕われないと判断する不安がある。 ○このように、兼業許可(関)を、全国的に公平且つ適正に執行するために、兼業の許可に関するガイドラインが急務である。 ○地方公務員にとって、地域活動に参加することは、地域への貢献、職員本人の成長に繋がる観点からも意義があるものと考え、現在も許可を要しない公益性の高い市民の地域活動に積極的に参加している職員は多いが、届出制にすることで、公益性の明確化、事務の簡素化が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。ただし、その他の兼業に関しては、公益性として職務の性質上正しいものがあるため、許可制を廃止する必要がある。公益性があるか否かの判断のため、特に、近年SNS等の普及により活動内容の拡がりが見られ、兼業が曖昧になっている現状からしても、ガイドラインの提示については必要性があるものとする。 ○いわゆる「産官学連携」プロジェクトに高度なスキルを有する職員が報酬を得て多面で活躍する構築は、これからの地方自治にとって必要と考えられる。
303	目 地方に対する規制緩和	その他	選挙運動の期間前に提示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする	公職選挙法201条の14(選挙運動の期間前に掲げた「のぼり」の撤去)について、撤去対象の「のぼり」を追加するため、撤去対象の「のぼり」に「(以下)のぼり」(以下「のぼり」)を規定し、これを撤去可能とする。	選挙の候補予定者を2人の弁護士1人として専任入りで紹介した政党等主催による政治活動の告知(「のぼり」)については、公職選挙法201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が記載されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となった場合は、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならない。一方、2選ポスターと同じ選挙の「のぼり」(以下「のぼり」)については、直接的に候補予定者が公職選挙法でない。このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となった者が掲載された「のぼり」が、選挙運動期間中も引き続き掲示され、市民から苦情や問合せが寄せられたことが撤去できなかった。	公職選挙法改正により、2選ポスターと同様、のぼりについても、掲載された者が候補者となった場合には、その日(告示日)のうちにこれを撤去しなければならない旨の規定を反映させることで、意のからない不正な選挙執行がもたらされる。	公職選挙法第201条の14	総務省	宮崎市	—	山形市、小田原市、石川県、山形市、兵庫県、生駒市、倉敷市、新潟県市、芦屋市、熊本県、八代市	<ul style="list-style-type: none"> ○今までに同様の案件が発生していないが、他県で「掲示ができた」という情報がある。必ず普及して、本県は選挙、のぼりは各種デザインが作成できたものが時代の変化により作成可能なことになり、また「ポスター」は違法だがのぼりは違法とされていないから「大丈夫」という「旗幟」的に使用される恐れもあることから、規制加入の必要がある。 ○本県においても、過去、複数の市長選において、同様ののぼりが乱し、苦情が殺到した事例がある。 ○選挙期間中に違法に掲示された候補者氏名等を記載する政党、政治団体の「のぼり」を、選挙期間中に引き続き掲示することは、選挙管理委員会において146条に抵触するから禁止し、第147条の選挙命令の違反となることであるが、その際の「のぼり」の力を負うことは、選挙期間中の他の事務に多大な影響が出てくる。 ○候補者名が変更された「のぼり」は、第201条の14で規制される「ポスター」と同様の効果があることから、同様規制を導入し、形式的に規制できるように、規制での撤去を促したい。

管理番号	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
	各府県からの第1次回答	見解	見解	補足資料		
297	<p>【内閣府 総務省】</p> <p>まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療費に関する情報による特定医療費の実態に関する情報に関する所管区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事業の必要性などについて検討する必要がある、また、必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。</p> <p>【総務省、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>本件の所管区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所管区分の判定を行うものである。そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性が保険者及び地方自治体におけるシステム整備のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係省庁で連携して検討していく。</p>	<p>本市としては、現行の保険者照会の手続き等については、これまで回答してたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感を重視して対応していただくことし、実施について前向きな対応をお願いします。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が実用化されるよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ領域を設けることな検討を進めること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とのマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①障害給付調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による労働者補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付に関する労災補償給付に関する情報を追加する機会に際しては、生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付受給者の重複から導き出される効果の検証とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。</p> <p>・生活保護申請手続において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方を検討すべきではないか。</p> <p>【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の増減と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付率から導き出される実態上の効果の増減とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。</p> <p>・提案団体が示す支援事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>
302	<p>地方公務員の営利企業従事者許可制から届出制への変更をすることは以下の理由から適当ではない。</p> <p>(1)地方公務員の営利企業への従事が原則禁止されている趣旨は、公務員が全体の専任者として公共の利益のために勤務するものであり、公務員の中立・公正性を確保するためである。このため公務員が営利企業に従事する際には任命権者に許可を受けることとされており、任命権者は指定する利益関係者ではないこと、公務員の任用や中立・公正性が損なわれる恐れがないこと、職員の高率低下を要す恐れや職務の品位を損ねる恐れがないこと等を事前に確認することとなる。これら届出制とする場合、公務員の中立・公正性という選挙運動が抱える危険性がある。</p> <p>(2)公営団体の営利企業従事者の取り扱いについては地方公務員のみならず各府県を主体として検討する必要がある。</p> <p>(3)また、現行制度においても任命権者による営利企業従事許可については、事前に許可基準を明確化し制度化している自治体もすでに存在している。各自自治体が主体的に許可基準を策定・公表することで職員の社会貢献活動への参加を促進することは可能である。</p>	<p>本提案はあくまでも職務の公正な執行及び公務の信頼を確保する趣旨を担保しながら、地方公務員が社会貢献活動へ積極的に参画する環境整備の両立を図らねばならないものである。当該趣旨については、届出制であっても各地方自治体から事業委員会等を通じて確保するため、任命権者が示す従事要件に関するガイドラインを示すとともに、届出後に申請内容を承認する規定を設けるなどによって、許可制と同様に中立性・公正性が担保できるのではないか。そのほか、貴省関係(1)に開示されている場合、公務員の中立・公正性という根本原則が損なわれる危険性があるが本提案に対する検討を行わない理由にはならない。</p> <p>貴省関係(2)では「公務部門を主体として検討する必要があること」を理由として届出制の変更を適当でないとしているが、検討の必要性があることは届出制の変更を否定する理由にはならない。</p> <p>貴省関係(3)については、現行制度での対応可能性があること、当該趣旨の積極的な確保を図ることは同一のものでない、現行制度が公務外の営利企業従事者を例外的に位置付けている以上、その枠内でどういった運用を図ったとしても前提が変わることはない。</p> <p>なお、特化と認められる公務員像は定まるべきである。非常勤目的の届出も新たな公の担い手であるが、そうした団体の活動に公務員が関わるためには、「原則禁止」というイメージから活動に制限がなされている。むしろ、そうした活動に積極的に関わることを通じて、本来である公務に住民感覚等を活かすことが重要である。</p> <p>届出制の保持を前提として一律に対応不可とするのではなく、上記を踏まえた上で、柔軟な再検討をお願いします。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたこと。なお、所管省においては副業の要件にかかる基準の明確化を図ること。</p>	
303	<p>公職選挙法201条の14の規定は、公示又は告示の期に前記するある政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターを選挙運動の公示又は告示後にも設置することは選挙運動と見なされ、ひいては選挙の公正を確保するために設けられた選挙運動規制の実効性を失わせるおそれもあると考えられたことから、議員立法(平成11年法律第122号)による改正により設けられた規定である。</p> <p>政党その他の政治活動を行う団体に対し、のほりにて新しく政治活動用ポスターと同様の規制をかけるべきとの案である。のほりとは法的に立憲運動の規制に関しては、政治活動及び選挙運動の在り方の問題であり、各党各会派において十分に協議いただく必要がある。</p>	<p>法201条の14の趣旨からすれば、政党その他の政治活動を行う団体の「のほり」についても、政治活動用ポスターと同様に規制が設けられるべきと考えられる。先の市長選挙では、市営議員選挙の間に、のほりやのほり等が多く寄せられ、選挙管理委員会として対応に苦慮した実態がある。今後こうした事例が全国に広がっていても懸念されるため、選挙の公正確保、また、念のため、のほり等の実態の観点から、各党各会派において十分な協議がたいだう、貴省におかれは、特段の配慮をいただきます。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
305	目 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第64条の1)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようにする。地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。 そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行うことはできないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範囲ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	―	秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、九州市、宮崎市、沖縄県 ○直近の法改正(43041施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課せられるなど、財源の適切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考えられる。 ○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
305	<p>○ 公立大学法人における土地等の所有財産の買付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うに当たり必要とされる場合には現行法上でも認められているとされており、具体的な支障事例があることなどの設置についても、業務に支障がない場合に限り、第三者へ土地を買付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。</p> <p>○ 現行法上認められていない他の具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。</p>	<p>具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げているが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と広い解釈が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、資産の有効活用に一定の前進があると考えられている。</p> <p>しかし、国立大学法人においては、駐車場のための土地の第三者買付けを企画公募する事例も実際に出てきており、公立大学法人においても、土地等の第三者買付けについて具体的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。</p> <p>今回の提案内容は「公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に關わらない用途でも、土地等の第三者買付けが可能となるよう法改正を求めるもの」であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要な財務基礎の強化が図られ、教育研究水準の一段の向上に寄与するものと考えており、引き続き、法改正を提案する。</p>	<p>【秋田県】 検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 提案団体からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するというのであれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する」とのことだが、できただけで現行制度における支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。</p> <p>○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事項)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。</p>		

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
317	B 地方に対する規制緩和	その他	給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	<p>社会保険・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、支給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が必要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化が図れている。</p> <p>しかし、配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、漏れ(配偶)氏名を記入するのみであり、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調査する作業が発生した(年間1000件程度)。</p> <p>また、同世帯であれば住民基本台帳システムにより配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配対対象者の住所等を再確認する必要がある。</p>	<p>マイナンバーによる配偶者特定が容易に行えることにより、業務が効率化し、課税の正確性が高まる。</p>	<p>地方税法施行規則・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	総務省	今治市	<p>【提案趣旨に賛同】 旭川市、山形市、松山市、宇和島市、新居浜市、八幡平市、大津市、伊予市、西予市、東温市、久万高根町、内子町、伊方町、松野町、長門町、愛南町</p>	<p>〇配偶者特別控除対象者がマイナンバーを記載することにより、個人特定が可能になるため質問するが、平成30年度から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがあるため、事業主が誤く制度を適用し、記載できない可能性がある。この点について。 〇今後の税制改正により配偶者特別控除の対象範囲が広がることから、配偶者特別控除の調査件数が増加することは明白であり、配偶者特別控除の適用に合わせるための対策が必要である。 〇本市においても扶養調査等において、マイナンバーによる個人特定は有効だと考えており、配偶者特別控除対象者のマイナンバー記載についても事務効率化に資するものと考えられる。 〇配偶者特別控除対象者が他市区町村に居住している場合は、配偶者の所得調査のため、事業主へ配偶者の住所地を照会してから、その住所地に配偶者の所得を把握しなければならず、効率が悪い。 マイナンバーの記載により、少なくとも、事業主への住所照会を省けるため、業務の効率が上がる。 〇本市においても、納税者の本人特定のみならず、被扶養者の特定にマイナンバーを活用することによる業務の効率化を図りたい。 特に対象者が市外に居住している場合、従来、紐ベースで行っていた所得照会業務を、昨年からは特設した「情報提供ネットワーク(総合報告システム)」で行うという効率化のあは、マイナンバーは必要不可欠であり、現時で、配偶者特別控除対象者について記載箇所がない給与支払報告書についてマイナンバーを記載できるよう様式変更を要望します。 〇配偶者特別控除対象者が同世帯内の場合には特定が容易であるが、市外に居住している場合、氏名のみでの記載では特定が困難である。 マイナンバーの記載がある場合は対象者の特定が容易に行え、所得確認等が行えるために課税の正確性が保たれることとなる。 〇配偶者特別控除対象者の特定において、同世帯であれば住民基本台帳の閲覧により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できない事実が生じている。 また、平成31年度申告分より配偶者特別控除の見直しが行われることにより配対対象者特定業務の増加が懸念され、個人番号を記載する様式に修正することにより、対象者特定に要する時間の削減が図られると考える。 〇配偶者特別控除対象者が世帯内にいなければ、個人特定できないため所得照会ができない。 〇配偶者が、他の市区町村に居住している場合に、氏名だけでは対象者の住所を特定できない。所得を把握するための所得照会にも影響する可能性がある。 〇配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、氏名のみでの記載のため、単身赴任等で市外の配偶者の場合は、氏名のみを手掛かりに調査するのは効率悪く、この点が改善されれば事務効率が図れると考える。 〇本市においても、マイナンバーを利用して被扶養者の特定を行っているが、配偶者特別控除の適用については従来のとおりマイナンバーの記載が難しいため、特に市外居住者の特定に間に合っていない。 マイナンバーが記載されることにより、住民基本台帳システムで住所情報を、情報提供ネットワークシステムで所得情報を把握することにより業務の効率化・適正化が期待できる。 〇給与支払報告書に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。市外や世帯外の配偶者控除や扶養控除対象者はマイナンバーの利用により容易に特定することが可能だったが、配偶者特別控除対象者はマイナンバー記入欄がないため、総合報告での該当者特定に時間を要してしまい、納税義務者に対して数回の必要連絡を発生することになり、その都度納税義務者からの問い合わせにも対応しなければならず、説明等に時間を浪費してしまう。 配偶者特別控除者についてもマイナンバー記入欄を設けることにより、対象者の特定や、人的説明の負担を軽減することができる。 〇配偶者控除と同様に、配偶者特別控除の所得判定を行う際、世帯内に配偶者がいなければ配偶者の所得を調査することになる。その際、本人のマイナンバーがわからなければ、所得調査を行い住所を調べ、その後、名称、生年月日、住所からその人のマイナンバーを探し出す。このマイナンバーを特定するまでの作業にかかりの時間と労力がかかる。本来としてマイナンバーを利用して、業務の効率を向上していきたい。配偶者特別控除の対象者であっても給与支払報告書にマイナンバーの記載を希望する。 〇本市においても、配偶者特別控除対象者の調査作業に資しているため、配偶者特別控除対象者のマイナンバーが記載される様式に修正されると、業務の効率化と課税の正確性が高まる。</p>

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
317	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)により、給与支払報告書の記入様式に、特別控除対象配偶者の個人番号記入欄を追加したところである。	要望事項がすでに実現されており、来年度の課税事務ではマイナンバーの利用により配偶者の特定が容易になり、業務の効率化を図ることができます。	—	—	—	【全国市長会】 所管省より、十分な周知を行うこと。	